

第 3 期
甲賀市子ども・子育て応援団
支援事業計画

令和 7 年(2025 年) 3 月

甲 賀 市

ごあいさつ

本市では、すべての子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる社会の実現をめざし、平成27年から「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」に基づく施策を推進してまいりました。現在進行中の第2期計画は、令和7年3月をもってその計画期間を終えます。そして、新たに策定する第3期計画では、令和7年4月から令和12年3月までの5年間にわたり、さらなる子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。



近年、児童虐待やひきこもりの問題、地域社会のつながりの希薄化、核家族化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、多様な課題が顕在化しています。これらの課題に適切に対応しながら、子どもたちが安心して成長できる社会を築いていくことが求められています。そこで、第3期計画の策定にあたっては、「こども基本法」に基づき策定された「こども大綱」の趣旨を踏まえ、新たな社会課題を意識しながら、本市における子ども・子育て施策の見直しを行いました。

本市では、「子育て・教育NO. 1」のまちをめざして、他の自治体にもひけをとらない子ども・子育て施策に取り組んでまいりました。今回策定する第3期計画の基本理念も、「すべての子どもが幸せな生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現に向けて、子ども・子育てを『オール甲賀』で応援するまち」としています。本計画のもと、市民の皆様、関係団体等と連携しながら、すべての子どもが健やかに成長して幸せな生活を送ることができ、保護者も安心して子育てができる「こどもまんなか」のまちづくりを一層推進してまいります。

本計画が、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、誰もが安心して暮らせるまちづくりの一助となることを願い、ここに策定いたします。本計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました甲賀市子ども・子育て応援団会議の皆様をはじめ、調査にご協力いただいた市民の皆様、関係各団体・機関の皆様に、心よりお礼申し上げますとともに、引き続き本市の子ども・子育て支援施策への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年（2025年）3月

甲賀市長

岩永 裕貴

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

いろどる山河と

こぼれる笑顔に

うみだす活力

かがやく未来に

あなたも仲間

生きいき文化

応える安心

受けつぐ伝統

鹿深の夢を

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 人口等の現状	5
2 主な子育て支援策の状況	10
3 教育・保育の状況	17
4 現状からみた甲賀市の課題について	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本方針	22
3 「子ども・子育て応援団」協働指針	24
4 計画の体系図	25
第4章 総合的な施策の展開	26
基本方針1 ニーズに応じた子育て支援の提供	26
基本方針2 地域ぐるみの子育て支援の推進	31
基本方針3 子どもの権利の保障	33
基本方針4 家庭における子育て力の向上	36
基本方針5 特別な配慮等を要する子どもや保護者への支援	39
基本方針6 すべての子どもの成長を支えあう環境づくり	44
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	50
1 子ども・子育て支援制度の概要	50
2 教育・保育提供区域	58
3 将来の子ども人口推計	59
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容	65
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	72
資料編	90
1 甲賀市子ども・子育て応援団会議の概要	90
2 アンケート調査	97



計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行により子育てノウハウが断絶し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題が生じ、解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

これらの課題に関わる施策として、令和5年4月には、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすものです。また、令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国と地方公共団体が連携して、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求をめざすこととされました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえ「第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づく計画を、一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、甲賀市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 他の計画等との関係

本市の最上位計画である第2次甲賀市総合計画をはじめとして、本市が策定する他の構想・計画・指針等と整合を図り、本市において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

(3) 計画の対象

この計画は、子ども・子育て支援法第6条第1項に基づき、本市に居住するすべての子ども（0歳から18歳）を対象とするほか、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等を対象とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期甲賀市子ども・子育て 応援団支援事業計画					第3期甲賀市子ども・子育て 応援団支援事業計画				

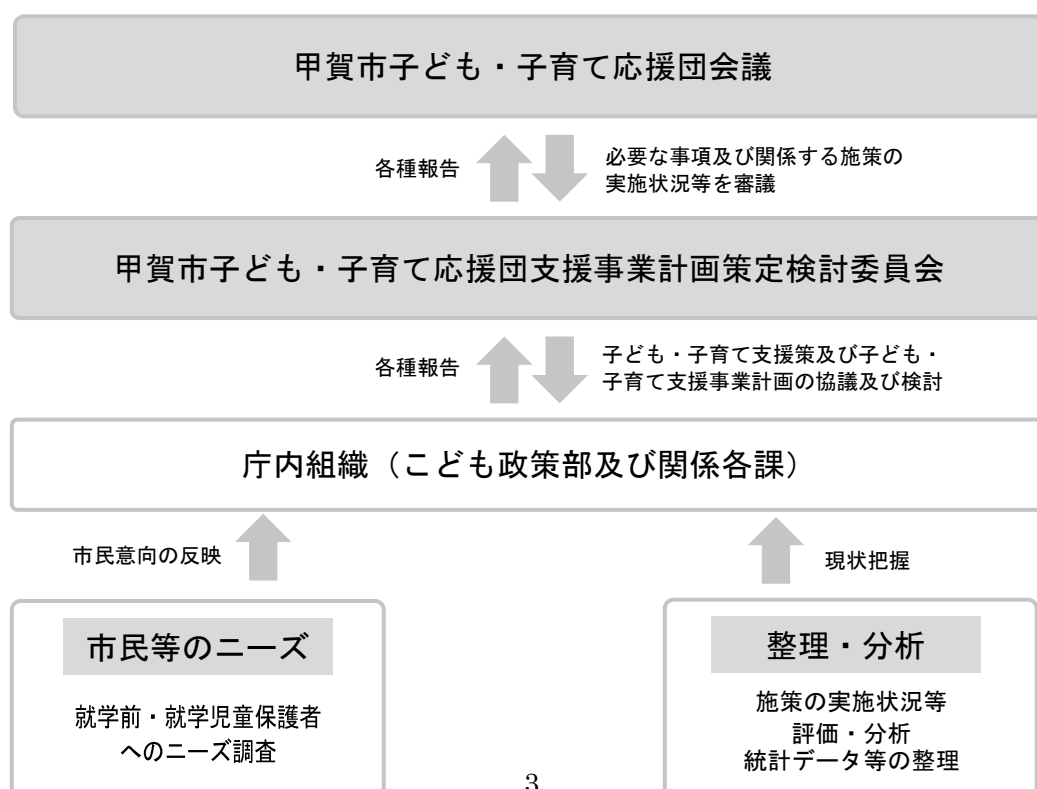
4 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者や子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体の代表者、子どもの保護者等で構成する「甲賀市子ども・子育て応援団会議」を設置し、子ども・子育て関連施策の総合的かつ計画的な推進に向け、必要な事項及び関係する施策の実施状況等を審議しました。

また、「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会」からは、子ども・子育て支援策への意見聴取を行い、計画に反映させました。

庁内においては、こども政策部を事務局として、関係各課で事業計画案の検討を行うとともに、事業計画策定に向けた調査分析を実施し、得られた市民の意見やニーズ等を本計画の策定に反映させました。

【計画の策定体制】



【参考】市民等のニーズ把握の概要 ※調査結果については資料編に掲載

就学前・小学生児童保護者へのニーズ調査

本調査は、令和7～11年度を計画期間とする「第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」策定の基礎資料とするため、市民の皆様の子育てに関する現状やニーズ、ご意見などをうかがうことを目的として実施したものです。

【調査の種類と実施方法】

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童	市内の未就学児童（0～6歳）の保護者	令和6年 3月27日～4月19日	郵送による配布・回収及びWEBによる回答
就学児童	市内の就学児童（7歳～12歳）の保護者		

【配布と回収状況】

		配布数	回収数	回収率
就学前児童	今回	1,000 票	369 票	36.9%
	【参考】前回	1,000 票	451 票	45.1%
就学児童	今回	1,000 票	418 票	41.8%
	【参考】前回	1,000 票	469 票	46.9%

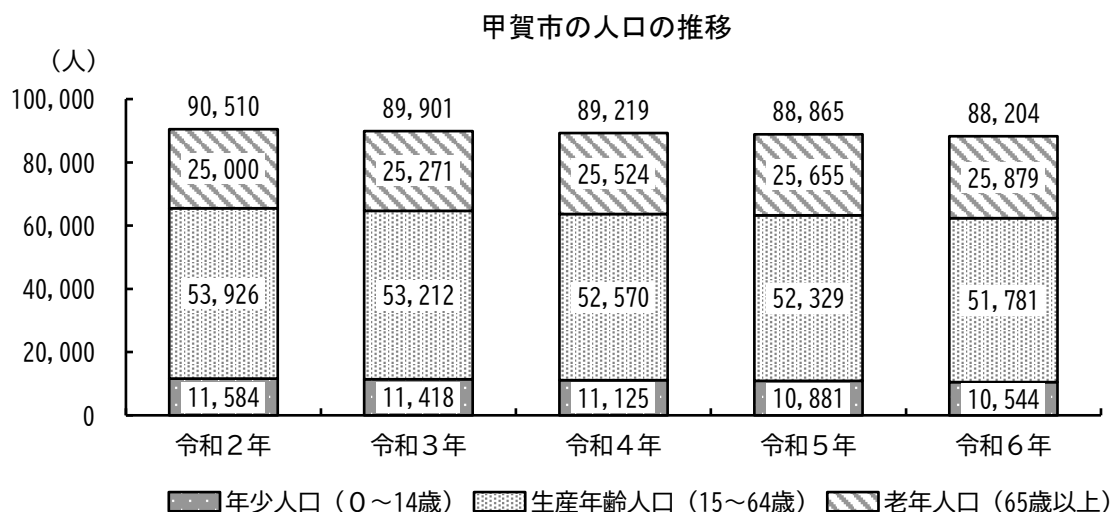
第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の現状

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和2年の90,510人から、令和6年には88,204人と、5年間で2,306人（2.5%）減少しています。また、65歳以上の老年人口の比率が令和6年には29.3%と、令和2年と比較して1.7ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。



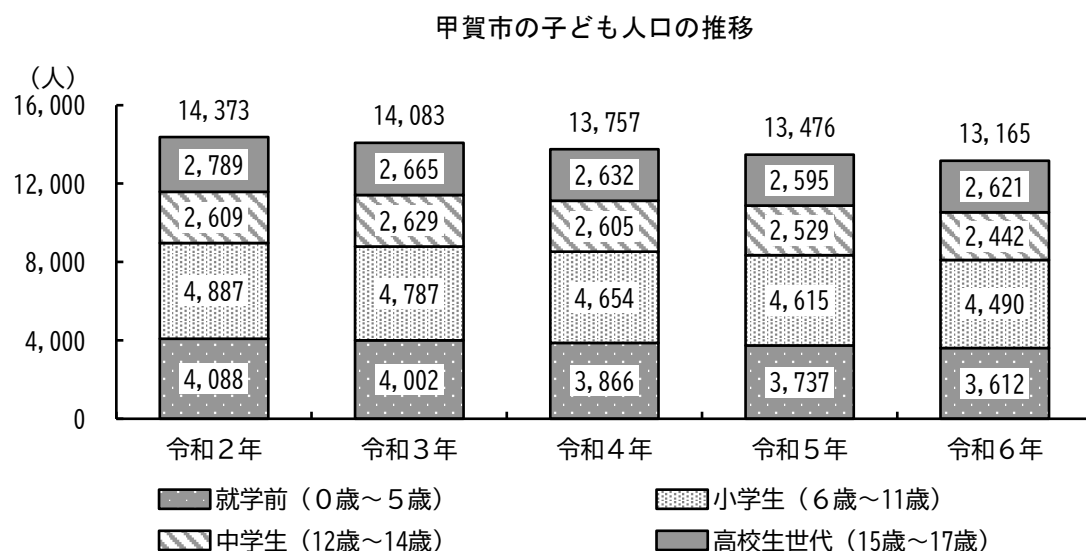
単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	90,510	89,901	89,219	88,865	88,204
0～14歳	11,584	11,418	11,125	10,881	10,544
15～64歳	53,926	53,212	52,570	52,329	51,781
65歳以上	25,000	25,271	25,524	25,655	25,879
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.8%	12.7%	12.5%	12.2%	12.0%
15～64歳	59.6%	59.2%	58.9%	58.9%	58.7%
65歳以上	27.6%	28.1%	28.6%	28.9%	29.3%

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）、中学生（12～14歳）、高校生世代（15～17歳）のすべての年齢層で減少しています。また、18歳未満の子ども人口の市の総人口に対する比率は、令和2年の15.9%から、令和6年の14.9%と、4年間で1.0ポイント減少しています。



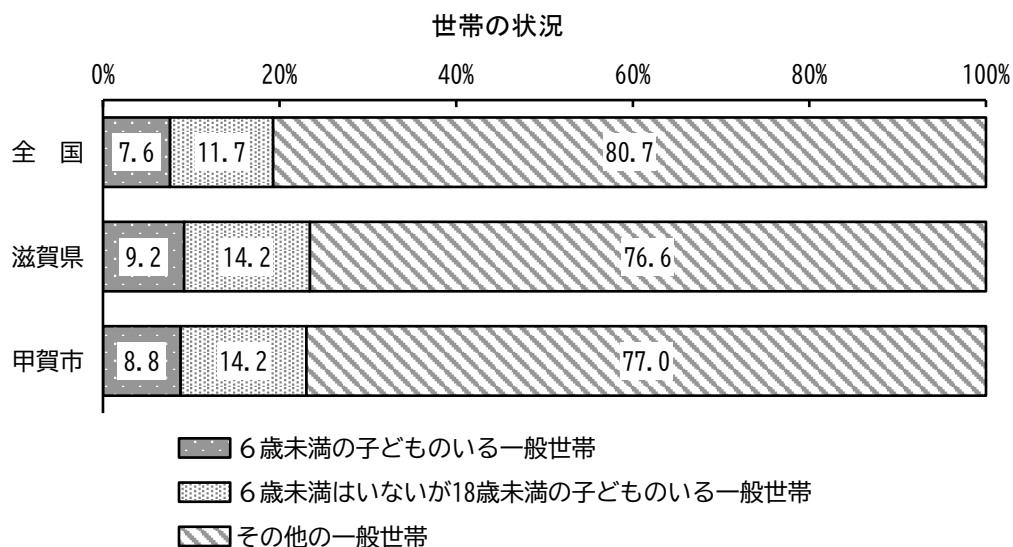
単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
子ども人口	14,373	14,083	13,757	13,476	13,165
就学前児童（0～5歳）	4,088	4,002	3,866	3,737	3,612
（0～2歳）	1,918	1,891	1,773	1,763	1,643
（3～5歳）	2,170	2,111	2,093	1,974	1,969
小学生（6～11歳）	4,887	4,787	4,654	4,615	4,490
低学年（6～8歳）	2,394	2,361	2,226	2,200	2,118
高学年（9～11歳）	2,493	2,426	2,428	2,415	2,372
中学生（12～14歳）	2,609	2,629	2,605	2,529	2,442
高校生世代（15～17歳）	2,789	2,665	2,632	2,595	2,621
子ども人口の対人口比	15.9%	15.7%	15.4%	15.2%	14.9%

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

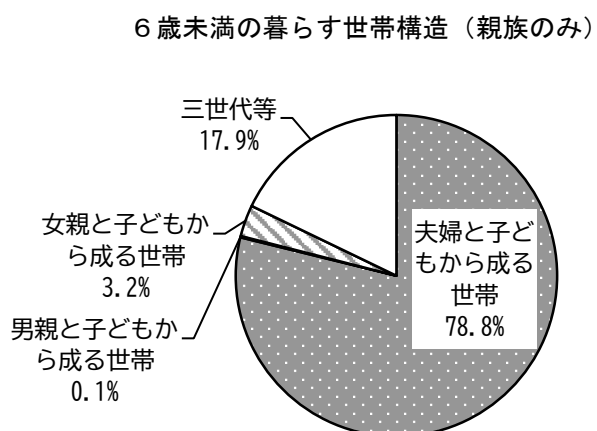
(3) 世帯構造

本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は令和2年で8.8%、6歳未満はいないが18歳未満の子どものいる一般世帯は14.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は23.0%となっています。なお、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、全国が19.3%、滋賀県が23.4%となっており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国より高く、滋賀県と同水準となっています。

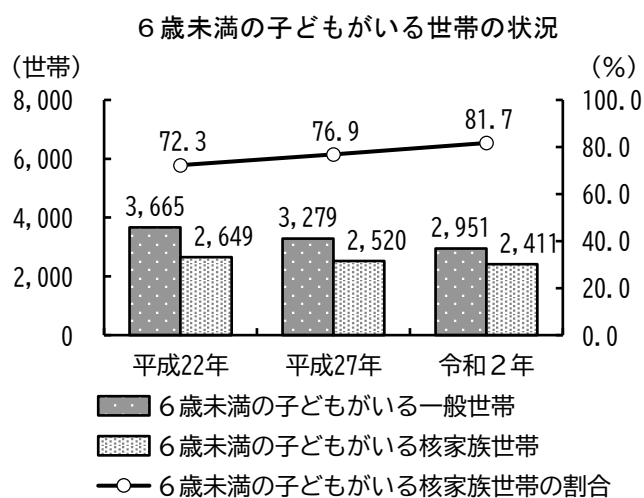


資料：国勢調査（令和2年）

6歳未満の子どものいる世帯は2,951世帯であり、うち81.7%が核家族世帯（親族のみの世帯では82.1%）となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。



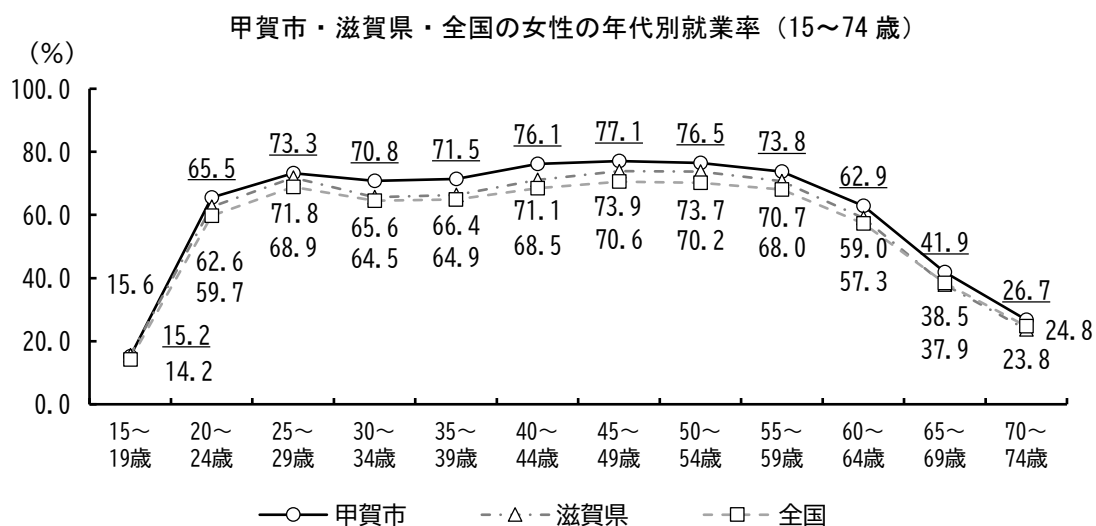
資料：国勢調査（令和2年）



資料：国勢調査

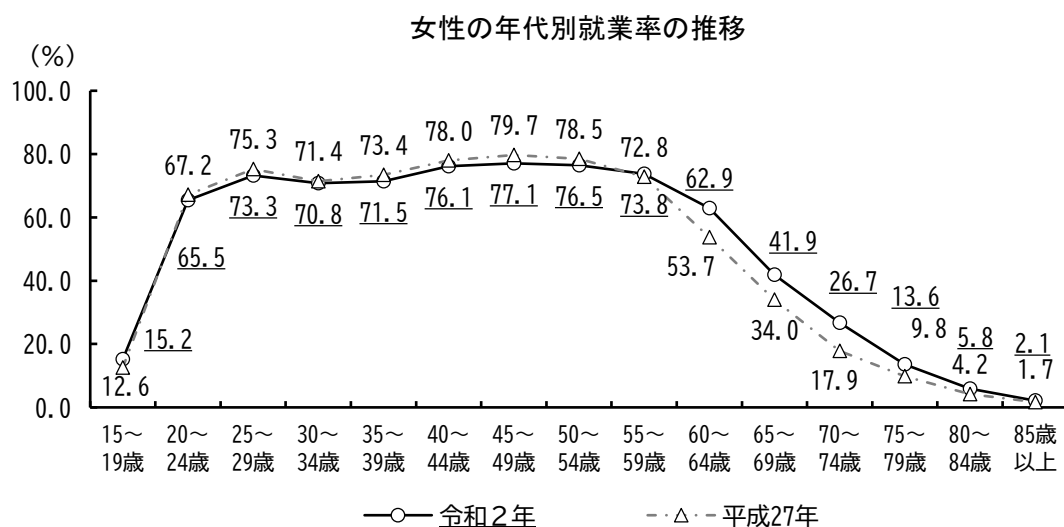
(4) 女性の就業状況

令和2年の女性の年代別の就業率は、全国・滋賀県と比べて15～19歳を除いて高い水準となっています。



資料：国勢調査（令和2年）

また、市内の女性の令和2年の就業率を、平成27年の就業率と比較すると、60歳以上の女性の就業率が増加し、子育て世代である30歳代、40歳代では就業率は減少したものの、出産・育児で女性が就業から離れるM字カーブは平成27年に比べ緩やかになっています。



資料：国勢調査

(5) 児童虐待相談

児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、虐待種別でみるとネグレクトが高い増加傾向を示しています。虐待を受ける年代は0歳から中学生までが多く、虐待者は主に実母、実父です。

児童虐待相談対応件数の推移

単位：件

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規・継続の別	新規	256	399	388	405	585
	継続	301	260	284	184	182
虐待種別	身体的虐待	189	215	171	130	191
	ネグレクト	125	159	195	211	285
	心理的虐待	236	282	301	245	289
	性的虐待	7	3	5	3	2
計		557	659	672	589	767

資料：甲賀市 家庭児童相談室

※「新規」は、当該年度の相談件数

※「継続」は、前年度の要保護児童件数に加え、過去から継続し調査しているものの中から要保護児童とされた件数を含む

虐待を受ける子どもの年齢、主な虐待者の内訳

単位：件

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子どもの年齢	0～3歳未満	145	163	119	93	154
	3歳～学齢期	133	154	152	127	182
	小学生	185	205	271	237	253
	中学生	64	78	91	87	127
	高校生・その他	30	59	39	45	51
主な虐待者の内訳	実父	165	166	196	151	244
	実父以外の父	14	22	17	19	20
	実母	352	447	429	404	479
	実母以外の母	0	1	7	5	8
	その他（親戚・兄など）	26	23	23	10	16
計		557	659	672	589	767

資料：甲賀市 家庭児童相談室

2 主な子育て支援策の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）の状況

一部を除いて実績値が計画値を下回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

【①水口区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	259	269	281	292	305
実績値	276	216	143	158	
対計画比	106.6%	80.3%	50.9%	54.1%	

【②土山区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	48	49	48	50	51
実績値	60	50	56	39	
対計画比	125.0%	102.0%	116.7%	78.0%	

【③甲賀区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	77	79	80	78	77
実績値	54	62	56	59	
対計画比	70.1%	78.5%	70.0%	75.6%	

【④甲南区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	133	133	139	143	147
実績値	98	111	127	113	
対計画比	73.7%	83.5%	91.4%	79.0%	

【⑤信楽区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	32	31	30	30	31
実績値	18	21	15	25	
対計画比	56.3%	67.7%	50.0%	83.3%	

【⑥全市〔参考〕】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	549	561	578	593	611
実績値	506	460	397	394	
対計画比	92.2%	82.0%	68.7%	66.4%	

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）の状況

各区域別でみると、全区域のいずれかの年度で実績値が計画値を上回っています。なお、市全体でみると、令和4年度・令和6年度において実績値が計画値を上回っている状況です。

※いずれの年度も実績値は5月1日時点

※対計画比の計が100%を上回っている年度は、定員を増やして児童を受け入れました。

【①水口区域】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	小学1～3年生	433	420	402	445	477
	小学4～6年生	153	149	149	192	181
	計	586	569	551	637	658
実績値	小学1～3年生	433	435	435	441	479
	小学4～6年生	156	141	157	193	181
	計	589	576	592	634	660
対計画比	小学1～3年生	100.0%	103.6%	108.2%	99.1%	100.4%
	小学4～6年生	102.0%	94.6%	105.4%	100.5%	100.0%
	計	100.5%	101.2%	107.4%	99.5%	100.3%

【②土山区域】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	小学1～3年生	50	48	45	55	52
	小学4～6年生	19	20	20	23	22
	計	69	68	65	78	74
実績値	小学1～3年生	51	54	54	53	45
	小学4～6年生	19	22	22	23	22
	計	70	76	76	76	67
対計画比	小学1～3年生	102.0%	112.5%	120.0%	96.4%	86.5%
	小学4～6年生	100.0%	110.0%	110.0%	100.0%	100.0%
	計	101.4%	111.8%	116.9%	97.4%	90.5%

【③甲賀区域】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	小学1～3年生	90	85	86	97	100
	小学4～6年生	48	150	149	39	32
	計	134	128	127	136	132
実績値	小学1～3年生	85	86	89	97	106
	小学4～6年生	43	24	35	36	40
	計	128	110	124	133	146
対計画比	小学1～3年生	94.4%	101.2%	103.5%	100.0%	106.0%
	小学4～6年生	89.6%	55.8%	85.4%	92.3%	125.0%
	計	95.5%	85.9%	97.6%	97.8%	110.6%

【④甲南区域】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	小学1～3年生	270	277	257	264	260
	小学4～6年生	83	86	91	95	98
	計	353	363	348	359	358
実績値	小学1～3年生	261	268	252	262	270
	小学4～6年生	76	74	96	98	87
	計	337	342	348	360	357
対計画比	小学1～3年生	96.7%	96.8%	98.1%	99.2%	103.8%
	小学4～6年生	91.6%	86.0%	105.5%	103.2%	88.8%
	計	95.5%	94.2%	100.0%	100.3%	99.7%

【⑤信楽区域】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	小学1～3年生	73	78	68	61	61
	小学4～6年生	115	116	107	17	16
	計	101	104	96	78	77
実績値	小学1～3年生	72	55	61	60	52
	小学4～6年生	27	31	25	21	18
	計	99	86	86	81	70
対計画比	小学1～3年生	98.6%	70.5%	89.7%	98.4%	85.2%
	小学4～6年生	96.4%	119.2%	89.3%	123.5%	112.5%
	計	98.0%	82.7%	89.6%	103.8%	90.9%

【⑥全市〔参考〕】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	小学1～3年生	916	908	858	922	950
	小学4～6年生	327	324	329	366	349
	計	1,243	1,232	1,187	1,288	1,299
実績値	小学1～3年生	902	898	891	913	952
	小学4～6年生	319	292	335	371	348
	計	1221	1,190	1,226	1,284	1,300
対計画比	小学1～3年生	98.5%	98.9%	103.8%	99.0%	100.2%
	小学4～6年生	97.6%	90.1%	101.8%	101.4%	99.7%
	計	98.2%	96.6%	103.3%	99.7%	100.1%

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） （全市区域事業）の状況

令和5年度を除いて実績値が計画値を上回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

【①全市】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	12	12	12	36	36
実績値	21	22	36	36	
対計画比	175.0%	183.3%	300.0%	100.0%	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） （全市区域事業）の状況

いずれの年度においても実績値が計画値を下回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

【①全市】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	641	632	620	605	594
実績値	437	345	378	390	
対計画比	68.2%	54.6%	61.0%	64.5%	

(5) 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童 等に対する支援に資する事業（育児支援家庭訪問事業、子ども 家庭支援ネットワーク協議会）（全市区域事業）の状況

いずれの年度においても実績値が計画値を上回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

【①全市】

単位：訪問回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	163	159	158	156	154
実績値	340	223	167	303	
対計画比	208.6%	140.3%	105.7%	194.2%	

(6) 一時預かり事業（一時預かり保育事業）の状況

幼稚園では甲南区域で、幼稚園以外では甲賀区域、土山区域で実績値が計画値を上回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

<幼稚園での預かり保育>

【①水口区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	5,764	5,533	5,571	3,020	2,970
実績値	2,474	5,125	2,509	1,590	
対計画比	42.9%	92.6%	45.0%	52.6%	

【②土山区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	29	28	27	26	25
実績値	9	3	1	2	
対計画比	31.0%	10.7%	3.7%	7.7%	

【③甲賀区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	77	77	69	67	59
実績値	30	25	21	14	
対計画比	39.0%	32.5%	30.4%	20.9%	

【④甲南区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	14,946	13,732	13,429	15,182	14,528
実績値	18,675	17,931	18,022	21,748	
対計画比	124.9%	130.6%	134.2%	143.2%	

【⑤信楽区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	60	52	44	41	36
実績値	3	4	4	2	
対計画比	5.0%	7.7%	9.1%	4.9%	

【⑥全市〔参考〕】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	20,876	19,422	19,140	18,336	17,620
実績値	21,191	23,088	20,557	23,356	
対計画比	101.5%	118.9%	107.4%	127.4%	

＜幼稚園以外での預かり保育＞

【①水口区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	2,462	2,365	2,185	1,031	1,011
実績値	1,349	679	441	604	
対計画比	54.8%	28.7%	20.2%	58.6%	

【②土山区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	52	44	39	33	29
実績値	48	24	15	130	
対計画比	92.3%	54.5%	38.5%	393.9%	

【③甲賀区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	27	25	24	22	20
実績値	95	124	80	44	
対計画比	351.9%	496.0%	333.3%	200.0%	

【④甲南区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	389	368	249	320	294
実績値	47	152	326	199	
対計画比	12.1%	41.3%	130.9%	62.2%	

【⑤信楽区域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	193	180	167	144	126
実績値	37	72	70	43	
対計画比	19.2%	40.0%	41.9%	29.9%	

【⑥全市〔参考〕】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	3,123	2,982	2,764	1,550	1,480
実績値	1,576	1,051	932	1,020	
対計画比	50.5%	35.2%	33.7%	65.8%	

(7) 病児保育事業（病後児保育事業）（全市区域事業）の状況

毎年利用が伸びて令和5年度には実績値が計画値を大きく上回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

【①全市】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	104	103	102	101	101
実績値	2	67	72	193	
対計画比	1.9%	65.0%	70.6%	191.1%	

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （全市区域事業）の状況

いずれの年度においても実績値が計画値を下回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

【①全市】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	345	350	355	360	365
実績値	149	132	197	218	
対計画比	43.2%	37.7%	55.5%	60.6%	

(9) 妊婦健康診査事業（全市区域事業）の状況

いずれの年度においても実績値が計画値を下回っている状況です。

※令和6年度の実績値は未確定

【①全市】

単位：受診券配布人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	700	690	680	670	660
実績値	617	619	612	546	
対計画比	88.1%	89.7%	90.0%	81.5%	

3 教育・保育の状況

(1) 保育園（認定こども園含む）・幼稚園・地域型保育事業等の状況

令和6年4月1日時点の保育園数は10園で、その内訳は公立が6園、私立が4園となっています。認定こども園数については10園で、その内訳は公立が4園、私立が6園となっています。また、地域型保育事業は私立が11園となっています。

保育園の状況【全体】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
箇所数（園）	21	21	19	18	10
定員数（人）	2,185	2,185	1,995	1,775	1,328
入園児童数（人）	2,134	2,111	1,906	1,624	1,165
うち0歳児	33	37	31	29	27
うち1歳児	261	236	210	177	122
うち2歳児	353	364	297	259	183
うち3歳児	473	453	412	350	266
うち4歳児	506	504	456	406	266
うち5歳児	508	517	500	403	301

資料：保育所現況調査（各年4月1日）

認定こども園の状況（長時部・短時部）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
箇所数（園）	1	1	3	4	10
定員数（人）	375	375	770	1,049	1,764
入園児童数（人）	226	217	493	733	1,389
うち0歳児	3	2	9	8	22
うち1歳児	20	20	29	68	148
うち2歳児	28	24	50	82	148
うち3歳児	58	66	165	168	347
うち4歳児	51	54	131	213	331
うち5歳児	66	51	109	194	393

資料：保育所現況調査（各年4月1日）

地域型保育事業の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
箇所数（園）	4	7	10	11	11
定員数（人）	34	77	134	153	153
入園児童数（人）	30	63	102	115	131
うち0歳児	5	12	7	8	11
うち1歳児	20	25	60	49	78
うち2歳児	5	26	35	58	42

資料：保育所現況調査（各年4月1日）

認定こども園に移行したことにより、令和6年度から幼稚園数は0園となりました。

幼稚園の状況【全体】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
箇所数（園）	7	7	6	5	0
定員数（人）	574	574	474	335	0
入園児童数（人）	437	412	276	191	0
うち3歳児	142	140	86	63	0
うち4歳児	130	145	87	62	0
うち5歳児	165	127	103	66	0

資料：学校基本調査（各年5月1日）

(2) 保育園・認定こども園等の充足率等

区域別の保育園・認定こども園の充足率と保育事業実施状況（地域型保育事業含む）

区 域	運営 区分	箇所数 (園)	定員 (人)	入園児童 数 (人)	充足率 (%)	保育事業実施状況（実施園数）		
						時間外 保育	一時預か り保育	休日保育
水口	公立	1	270	268	99.3	0	1	1
	私立	16	1,448	1,187	82.0	4	1	0
土山	公立	2	191	142	74.3	1	0	0
甲賀	公立	4	344	245	71.2	1	0	0
甲南	公立	1	120	110	91.7	0	0	0
	私立	4	629	565	89.8	2	2	0
信楽	公立	2	173	102	59.0	1	0	0
	私立	1	70	66	94.3	1	0	0
計		31	3,245	2,685	82.7	10	4	1

資料：保育所現況調査（令和6年4月1日）

※箇所数は、現在「休園中」の園は除く

※充足率は定員数に対してどれだけの児童が入所しているかの割合

4 現状からみた甲賀市の課題について

(1) 児童虐待の予防的対応や相談対応の強化

児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、今まで以上に虐待の予防的対応や相談対応を強化することが必要です。そのために、関係機関が緊密に連携・協働し、情報交換を行いながら、対象児童や支援の必要な家庭を早期発見するとともに、継続的かつ計画的な支援を実施することが求められます。

(2) 保育サービス需要の増加と多様なニーズへの対応

母親のフルタイム就労率が増加し、保育園や認定こども園の利用も拡大しています。特に0～2歳児向け保育や、仕事形態に応じた柔軟な保育時間の提供が求められ、早朝・延長保育や認定こども園の拡充が必要です。こうしたサービスの充実は、保護者が安心して働ける環境整備に直結しています。需要の増加に対応するための保育人材の確保も重要です。

(3) 地域子育て支援拠点と相談環境の整備

地域の子育て支援センターの利用希望が増加し、保護者が気軽に相談できる場としての機能も重要視されています。特に相談相手がいない保護者も一定数いるため、親子交流や育児の悩みを気軽に相談できる環境の充実が望まれています。地域全体での支援体制強化が重要です。

(4) 育児休業取得支援の必要性と男性の育児参加推進

アンケート調査によると、母親の育休取得率は6割近くに達する一方、父親は1割半ばに留まっており、仕事の忙しさや経済的不安、職場での理解不足が原因となっています。企業の理解促進と収入減を補う経済支援など、男性が育児に参加しやすい環境整備が求められています。男女共に育児に関わる社会づくりが期待されています。

(5) ひとり親家庭・障がい児家庭の支援強化

ひとり親家庭への児童扶養手当などの経済支援、各家庭に応じた生活支援、就労支援が必要です。また、障がい児支援では乳幼児健診での早期発見や療育支援、医療的ケアが必要な子どもへの専門的支援が重要とされています。地域全体での支援体制整備とインクルーシブ教育の推進が期待されています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第2次甲賀市総合計画」において、めざすべき未来像を「あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」とし、まちの輝く未来の実現をめざしています。

また、『こども大綱』では、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本計画では、「第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の基本理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現や総合計画のめざすべき未来像を実現するため、「全ての子どもが幸せな生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現に向けて子ども・子育てを“オール甲賀”で応援するまち」を基本理念として掲げます。

【 基 本 理 念 】

全ての子どもが幸せな生活を送ることができる
「こどもまんなか社会」の実現に向けて
子ども・子育てを“オール甲賀”で応援するまち

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、第2期計画に掲げられた基本方針をベースとして、こども大綱の方針や各種調査の結果からみる課題等を踏まえて、次の6つの基本方針を設定します。

(1) ニーズに応じた子育て支援の提供



○子育ての多様なニーズに対応した、教育・保育施設の計画的な整備や保育士等の人材育成、人材確保、処遇改善や現場の負担改善を進めることにより、すべての地域の子どもたちが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境をつくります。

○未就園の子育て家庭に対しても、保護者が気軽に相談でき、子どもとともに集うことのできる場づくりなど、保護者のニーズに応じた子ども・子育て支援に取り組みます。

○保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実を図ります。

(2) 地域ぐるみの子育て支援の推進



○地域の身近なきずなの中で、子ども・子育てを応援する多様な活動を支援します。

○市民、地域、企業、各種団体、行政、学校・園等が、子ども・子育てに関わる基本的な考え方を理解し、協働・連携による子育て支援を広げるためのネットワーク構築を進めます。

(3) 子どもの権利の保障



○子ども一人ひとりの権利や最善の利益を守るため、地域や関係機関との連携により、子どもを取り巻くさまざまな問題の早期発見、早期の対応を図ります。また、児童虐待の防止に努めるとともに、要保護児童等の適切な保護を図るために必要な支援を行います。

(4) 家庭における子育て力の向上



- 成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や自立心等を育み、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。
- 仕事と子育てを両立する上で、企業等における子育てへの支援が重要となるため、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。
- 男女共同参画の理念に基づく父親の子育て参加促進等により、心や時間にゆとりをもち楽しんで子育てができるよう、理解と参加を促します。

(5) 特別な配慮等を要する子どもや保護者への支援



- 障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、専門的な知識や技能を持つ機関との連携により、個々の障がい児や障がい児を育てる家庭等のニーズに応じた丁寧な支援を行います。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働き、生活できる環境を国・県等との連携により整備します。
- 国際化が進展する中で、外国人の子どもやその家庭が置かれている状況を把握し、相談や生活支援に取り組むとともに、子どもたちの国際理解を促進します。
- 経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を行います。

(6) すべての子どもの成長を支えあう環境づくり



- 安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組めます。
- 小児医療体制について、身近な地域医療と救急医療、休日医療の維持を図るとともに、家庭での子どもの健康や疾病についての基礎知識の普及に努めます。
- 子どもたちが心身ともにたくましく、郷土への誇りを持つ人として成長するため、自主性や多様性を育む学習内容を充実するとともに、身近で安全に余暇が過ごせ、自主的に学べる場所づくりを進めます。
- 地域全体で交通安全、防災・防犯対策に取り組むことで、安心して子育てできるまちづくりを進めます。

3 「子ども・子育て応援団」協働指針

協働指針は、本計画を地域全体の協働と連携により推進するため、本市における家庭、市民・地域、各種団体、企業及び市の役割を示すものです。

(1) 家庭の役割

保護者と子どもの愛情ときずなを深めるとともに、子どもの心身の成長において家庭が最も重要であることを認識し、保護者としての責任を果たします。また、育児と家事の両立など、家庭内での協力により子育てを行います。

(2) 市民・地域の役割

本市の子どもは社会の宝であることを理解し、市民・地域が「子ども・子育て応援団」の一員として、子どもを見守り、育む活動を展開するなど、地域で子ども・子育てを応援します。

(3) 各種団体の役割

市民及び地域、企業、学校、市等と協働・連携し、地域特性を活かした子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。また、子どもや保護者が参加しやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支える役割を担います。

(4) 企業の役割

雇用環境の改善や父親の育児参加を念頭においた働き方の見直し、育児休業の取得支援など、就労と子育ての両立に取り組みます。また、企業も本市の一員として、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。

(5) 学校・園の役割

子どもたちに人間形成の基礎として必要なものを共通に修得させるとともに、個人の特性に応じた豊かな個性と社会性の発達に取り組みます。また、保護者及び地域、企業、市等と協働・連携し、地域特性を活かした安心な子育て支援、教育に取り組みます。

(6) 市の役割

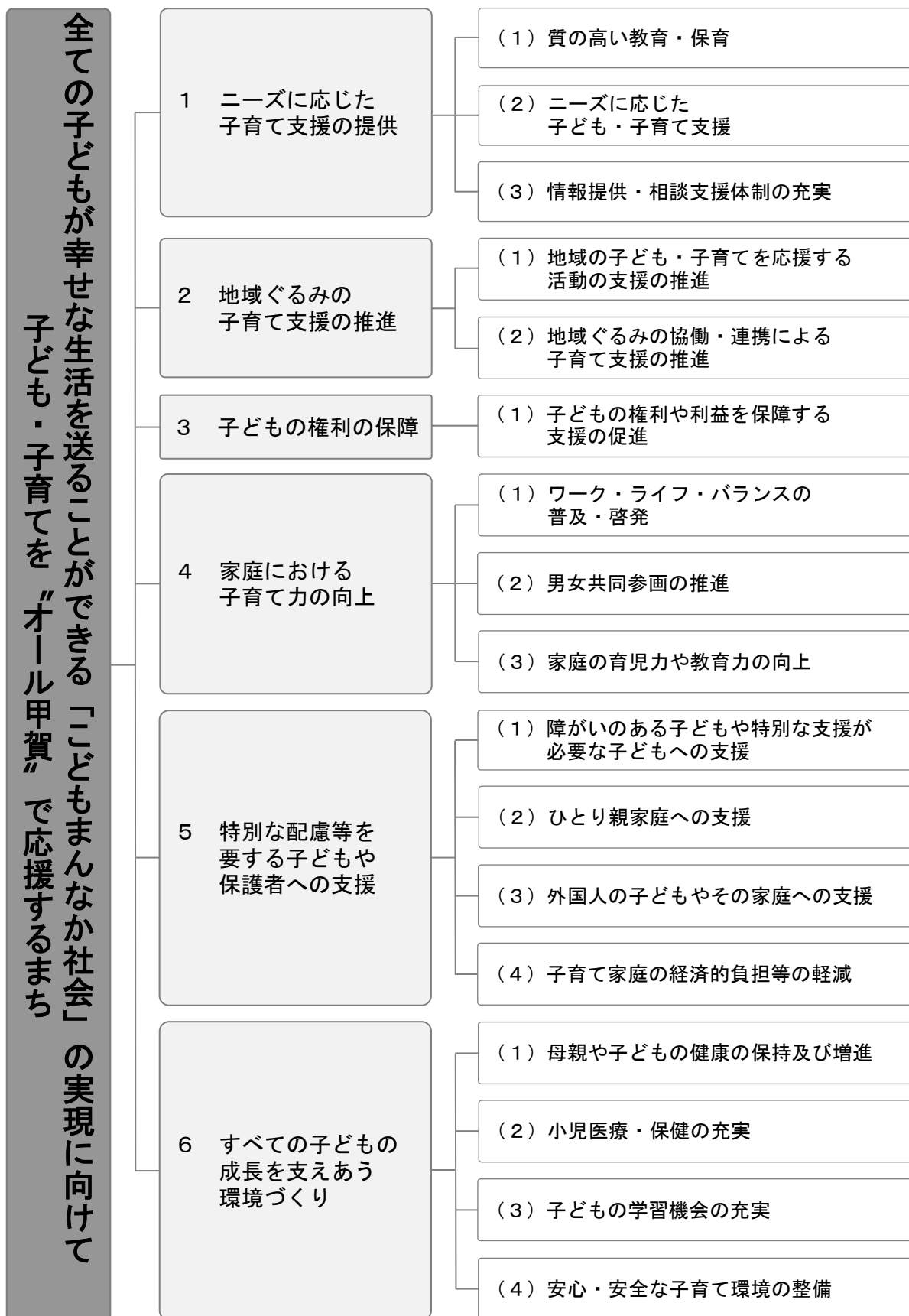
家庭をはじめ、市民及び地域、各種団体、企業、学校等との協働や、国・県等との連携により、本計画に基づく子ども・子育て支援施策を実施します。

4 計画の体系図

[基本理念]

[基本方針]

[基本施策]



第 4 章

総合的な施策の展開

基本方針 1 ニーズに応じた子育て支援の提供

(1) 質の高い教育・保育

【関連する市民の主な意見等】



- ◇ 定期的な教育・保育の事業を利用している割合が前回調査と比較すると、増加している。利用している事業について、「保育園」が約4割と最も高く、前回と比較すると、「認定こども園」が増加している。
- ◇ 母親の現在の就労状況については、「フルタイム」が4割半ばと最も高く、前回調査と比較より増加しており、保育のニーズが今後も高まっていくことが考えられる。(※いずれもニーズ調査より)
- ◇ 保護者の多様なニーズに対応するため、低年齢児保育、認定こども園化など教育・保育サービスの充実の検討が必要。

項目	内容	担当課
①就学までの教育・保育環境の充実	就園・未就園に関わらず、全ての子どもが産まれてから就学までの間、家庭や地域及び子育て支援センター・保健センター・保育園等の機関において、心身の成長や個性に応じた教育・保育を十分受けられるよう、関係機関との連携強化に努めます。	すこやか支援課 子育て政策課 保育幼稚園課
②保育園等における保育内容や教育内容の充実	保育園等において、一人ひとりの人権が守られ、子どもが個性を発揮し、集団の中で道徳性を身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、保育内容や教育内容を充実します。	保育幼稚園課
③教育・保育の質の向上のための取り組み	子育て家庭の現状やニーズに応じた保育をめざし、外部のサービス評価システムの導入や総合施設の研究を図ります。また、質の高い保育について研究を進め、実践につながるように努めます。	保育幼稚園課

項目	内容	担当課
④職員研修等の充実	課題への対応や人権意識の向上、職員が学びたい内容の研修を行うなど、研修の量的拡大と質的な向上を図ります。また、教育・保育に関する専門知識を一層高め、子育てに関する保護者の相談に適切に対応できるよう子育て支援の充実を図ります。	保育幼稚園課 子育て政策課
⑤教職員研修の充実	子どもの実態を見据え、子どもたちの育ちや社会状況についての新たな課題に対応できる教育を進めるため、教育者としての実践的指導力等の資質・能力を養う教職員研修の充実を図ります。	学校教育課 教育研究所 人権推進課
⑥関係職員との連携・情報交換	幼児教育・保育内容の充実のため教育・保育に関わる職員間の連携や研修、情報交換に努めます。	保育幼稚園課
⑦教育・保育施設、設備等の充実	耐用年数経過に伴う統廃合等に鑑みながら、教育・保育の質の向上に必要な施設・設備の充実に努めます。	保育幼稚園課 教育総務課
⑧保育園等や小中学校における食育の推進	食育を生命の大切さや食材、調理を学べる機会としてとらえ、各園の特徴を踏まえつつ栽培活動や調理体験などを取り入れた活動を推進します。また、給食も教材として重視し、地産地消の取り組みとも関連させながら、子どもが食に対する興味関心を高められるよう取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課
⑨多様な保育事業の参入	保護者の就労ニーズの実現や多様化する保育ニーズに対応するため、民営化の促進や小規模保育所や家庭的保育所等の地域型保育施設の巡回支援を行います。	保育幼稚園課
⑩教育環境の充実	高度情報化に対応できる子どもの教育を推進するために、ＩＣＴ教育環境整備を推進します。	学校教育課
⑪学力向上の推進	国際化にも対応できる子どもの学力向上に向けて、学校におけるＡＬＴ配置や英語検定の支援等を実施します。	学校教育課

(2) ニーズに応じた子ども・子育て支援

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 地域子育て支援拠点事業の利用について、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場等）」が2割、今後「利用していないが、今後利用したい」が2割、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が1割超えと一定の利用希望がある。
- ◇ 小学校低学年のうち放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が5割と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が4割。
- ◇ 小学校高学年のうち放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が4割半ばと最も高く、次いで「習い事（学習塾・運動クラブ・ピアノ教室など）」が2割。（※いずれもニーズ調査より）

項目	内容	担当課
①多様な保育事業の充実	低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、休日保育、子育て短期支援事業やこども誰でも通園制度など、多様で身近な保育事業を各地域のニーズに応じて提供するよう努めます。また、保護者のニーズに応じた量的確保のため、安定した保育士体制の確保に努めます。	保育幼稚園課 子育て政策課
②待機児童対策の充実	主に低年齢児の入園希望の増加に伴い、適正な保育が提供できるよう、更なる保育人材の確保に努めます。また、地域の実情を把握し、保育需要に応じた施設の整備等により、保育基盤の充実に努めます。	保育幼稚園課 子育て支援施設 整備推進室
③子育て支援センター機能の強化	利用者支援事業を実施するなかで、子育ての不安などについての相談、子育てサークルの育成支援、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、専門的な子育て支援の拠点施設としての機能を充実させます。また、関係機関と連携しながら、保護者への支援や来所できない保護者への対応について検討し、子育て家庭の孤立を防ぎます。	子育て政策課
④ファミリー・サポート・センター事業の充実	甲賀市ファミリー・サポート・センターの会員増加を図るため事業のPRを進めるとともに、会員研修の拡充や利用料の検討等、事業内容の一層の充実を図ります。	子育て政策課

項目	内容	担当課
⑤児童クラブ事業の充実	子どもが自主性を持って楽しく過ごせるよう、各児童クラブにおける事業内容を充実させます。また、利用する児童の増加に対応するため、児童クラブの民設・民営に積極的に取り組むとともに、個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるよう、指導員の資質の向上に努めます。	子育て政策課 子育て支援施設 整備推進室
⑥病児・病後児保育の充実	保護者の仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境の実現に向けて、病児・病後児保育の充実に努めます。	子育て政策課
⑦妊娠・出産から子育て期までの包括的な支援	利用者支援事業の実施を継続し、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組めます。	すこやか支援課 子育て政策課
⑧保育人材の確保及び保育士体制の強化	多様な保育ニーズに対応し、待機児童の発生を防ぎ、また安全な保育環境を提供するため、保育士人材確保のための事業を継続して実施します。また、保育支援員等の配置により、保育士等の負担軽減や離職防止を図り、安定した保育士体制の確保に努めます。更に、潜在保育士に対する再就職支援、就業継続をサポートする相談体制、研修の実施等、新たな取り組みも含めて包括的に保育人材の確保対策に取り組めます。	保育幼稚園課

(3) 情報提供・相談支援体制の充実

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 今後利用したい事業では「市の広報（広報こうか、ホームページなど）」「市の子育て支援情報（ここまあちなど）」が5割半ばを超えている。
- ◇ 子育てをするうえで、多くの保護者が気軽に相談できる人、または場所があると回答しているが、相談する人がいない保護者もいる。（※いずれもニーズ調査より）
- ◇ 子育てに悩みや不安を抱えている家族に対する相談体制の充実を図ることが必要。

項目	内容	担当課
①気軽に相談できる体制の充実	保育園等、学校、保健センター等で、気軽に妊娠期の相談や、子育てに関する相談ができるよう充実に努めるとともに、電話やメール、SNSを活用した相談を実施します。また、未就園児交流事業における子育て相談を充実させるとともに、専門的な相談について対応できるよう、最新の研究知識やスキルアップの研修等により相談員の資質向上を図ります。	すこやか支援課 子育て政策課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課
②相談窓口についての周知	全ての妊娠期から子育て期までの保護者が相談窓口を認識できるように、広報への掲載やパンフレットの作成、健診カレンダーやSNS、イベント等を活用した幅広い相談場所の周知・案内を行います。	すこやか支援課 子育て政策課
③多様な機会を通じた情報提供	さまざまな子育て支援事業や相談窓口に関する情報を子育て支援センターのほか、乳幼児健診、学校や保育園等を通じて、多様な機会をとらえ、提供します。	すこやか支援課 子育て政策課 保育幼稚園課
④広報の充実	子ども・子育て施策の進捗状況などについて、広報紙、ホームページ、SNSなど、各種広報媒体による情報発信・啓発活動を進めます。	子育て政策課
⑤重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、関係各課が連携してⅠ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施していきます。	地域共生社会推進課 すこやか支援課 家庭児童相談室 子育て政策課

基本方針２ 地域ぐるみの子育て支援の推進

（１）地域の子ども・子育てを応援する活動の支援の推進

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 子育てや教育に関するサークルなど、子どもに関する活動の参加について、就学前児童及び就学児童の保護者ともに「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が増加傾向。
- ◇ 地域での活動を行ううえで、行政からの支援について、「活動資金助成」「情報発信やPRなどの支援」「活動場所の提供」などの意見が多い。
- ◇ 身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことができる場については、「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」「近くに遊び場がない」などの意見があがっている。
(※いずれもニーズ調査より)

項目	内容	担当課
①市民活動についての情報の収集と発信	子育てサークルや子育て支援活動に関する情報を収集し、市のサービス情報とともに情報発信するよう努めます。	子育て政策課
②市民活動の育成支援	子育てサロンをはじめとした市民活動や自治振興会の活動の育成を支援します。	市民活動推進課
③見守り活動の推進	健全な青少年を育成するため、市少年センターを中心に補導委員会などの協力を得ながら街頭補導や立ち直り支援に取り組みます。	社会教育スポーツ課
④世代間交流の推進	子ども同士が身近な地域で交流できる地域の活動を支援し、異年齢の子どもの交流や子どもと大人の交流を図るため、まなびの体験広場等の充実に努めます。	社会教育スポーツ課
⑤地域間交流の推進	小中学生が校区を越えて交流できるよう文化、スポーツ・レクリエーションなどの機会を充実します。	社会教育スポーツ課
⑥地域行事への参加促進	地域の行事への子どもの参加を促進し、伝統文化など地域への理解を深めるよう市民へ呼びかけます。	社会教育スポーツ課
⑦地域における子育て支援の充実	子育て相談、子育て講座等の実施やサークル活動、地域の子育て支援関係者のネットワークづくりの支援を実施します。また、子育てサロン等、子どもの育成に取り組むまちづくり協議会（自治振興会）等の活動を支援します。	市民活動推進課 子育て政策課

項目	内容	担当課
⑧子ども食堂への活動支援	子どもが安心して気軽に立ち寄ることができる地域の居場所となる子ども食堂への活動を支援します。	子育て政策課
⑨居場所づくりへの支援	孤独・孤立の解消及び予防に資する地域住民同士の交流を促進するため、居場所を設置する団体に対して、その活動を支援します。	子育て政策課 生活支援課 地域共生社会推進課
⑩子どもの遊び場づくりの推進	子どもが運動し、交流できる屋内・屋外の遊び場づくりを行うとともに、遊具の更新を推進します。	子育て政策課 建設管理課 市民活動推進課

(2) 地域ぐるみの協働・連携による子育て支援の推進

【 関連する市民の主な意見等 】



◇ 安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会の確保や担い手となる方たちの活動の支援を継続するとともに、子育てを応援する機運を醸成していくことも必要。

◇ 保育園等と連携し、乳幼児と関わる機会を充実していくことが必要。

項目	内容	担当課
①中学生と乳幼児のふれあいの機会の充実	地域活動や学校教育・社会教育の場などを通じて、中学生等が子どもとふれあう機会を充実します。	学校教育課 保育幼稚園課
②家庭や地域との連携	地域人材バンクの整備やコミュニティ・スクールの推進等のあらゆる機会を通して、家庭・地域と連携した学校づくりを進め、学校の情報を保護者や地域に積極的に発信するとともに、地域の人材や環境を活用した教育を進めます。	学校教育課 社会教育スポーツ課
③子どもの思いを反映できるまちづくり	子どもたちの地域社会への参加意識を高め、子どもの意見がまちづくりに反映できるよう、子どもを対象とした公民館事業の開催を検討します。	社会教育スポーツ課
④こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備	市民、行政、地域の団体、保育園等、小学校、企業等が連携し、地域の課題の共有や子育て情報発信等を行う、こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備・充実を推進します。	子育て政策課

基本方針 3 子どもの権利の保障

(1) 子どもの権利や利益を保障する支援の促進

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 「子どもの権利」の認知度は、就学前児童の保護者で 33.1%、小学生の保護者で 33.5%となっており、十分とは言えない状況。
- ◇ しつけのためにたたくなどの行為が必要だと思うかについて、就学前児童及び就学児童の保護者ともに、「思わない」が約6割にとどまる。(※いずれもニーズ調査より)
- ◇ 子どもの権利の理解の醸成に向けて、周知・啓発をしていくことが重要。

項目	内容	担当課
①「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりと啓発推進	国連の「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりを進めるとともに、本市の人権教育基底プランに基づく人権教育を推進し、子どもの人権及び子どもの能力を引き出し働きかけるエンパワーメントに対する正しい理解を深め、さまざまな社会活動において実践するための啓発を行います。	人権推進課 家庭児童相談室 子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 社会教育スポーツ課
②ノーマライゼーションについての啓発	全ての市民が障がいの有無や性別、年齢、国籍に関係なく、個性や違いを認め合いながら地域の子どもの育み、子育て家庭を支援できるよう、ノーマライゼーションについての啓発を図るとともに、さまざまな世代が参加できる子ども・子育て支援活動への参加を促します。	人権推進課 障がい福祉課
③子どもの声を受けとめられる相談窓口の充実	子どもが、保護者や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる身近な相談窓口等の充実を図ります。また、県や関係機関で実施されている LINE 相談、メール相談等の啓発にも努めます。	人権推進課 家庭児童相談室 子育て政策課 発達支援課 学校教育課
④こども家庭センター設置による包括的な支援の実施	従来の「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を有したこども家庭センターを設置します。このセンターは、母子保健と児童福祉の機能を連携・協働させ、虐待の発生予防のために、妊娠期から伴走型の相談支援に取り組み、切れ目なく漏れなく包括的に支援するための中核的機能を担います。	子育て政策課 家庭児童相談室 すこやか支援課

項目	内容	担当課
⑤要保護児童対策の充実	児童虐待の防止、早期発見や情報交換のため、全市的に関係機関が連携した「甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）」を通じて、関係機関との連携を強化し、実務者レベルでのケースの進行管理、要保護児童等に関する支援システムの検討のほか、個別のケース検討を行い、児童虐待や養育支援が必要な家庭に対しての支援等の充実をめざします。また、児童福祉と母子保健との連携を強化し、虐待だけでなく、支援の必要な家庭の早期把握に努め、支援が必要なケースについては、児童相談所をはじめとした関係機関との連携により適切な支援に努めます。	家庭児童相談室 すこやか支援課 子育て政策課 保育幼稚園課
⑥虐待発生予防に向けた取り組み	地域の中で子どもが健やかに育成できる環境づくりをめざし、子育ての孤立防止に向け、育児相談や情報提供等を行う、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）や育児支援家庭訪問事業、子育て支援センターでの相談事業などを実施します。また、子ども家庭支援（実情の把握、情報の提供、相談等への対応など）や要保護児童・要支援児童への早期対応と支援の充実を図ります。	家庭児童相談室 すこやか支援課 子育て政策課
⑦関係機関の研修の充実	保育・教育関係者、民生委員等の虐待を発見しやすい立場にある関係者に対する研修を充実することで、虐待の早期発見、適切な対応につなげます。	家庭児童相談室
⑧子どもと保護者の学習機会の充実	学校や園、保健センターや子育て支援センターにおいて、子どもの人権について学べる学習機会を、多くの子どもとその保護者に周知・提供します。	人権推進課 家庭児童相談室 保育幼稚園課
⑨市民や医療機関からの情報提供	児童虐待が子どもに及ぼす影響、早期発見・早期支援の必要性を広く啓発し、市民や医療機関、関係機関からの情報提供等の協力を呼びかけるとともに、事案対応に向けた連携につなげるよう努めます。	すこやか支援課 家庭児童相談室 保育幼稚園課 学校教育課
⑩身近な相談先や専門的な相談機関の充実	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に対し、身近な相談先や専門的な相談機関を充実します。	人権推進課 家庭児童相談室
⑪ＤＶ根絶に向けた市民啓発の推進	ＤＶの根絶に向けた市民啓発を進めます。	家庭児童相談室 商工労政課
⑫ＤＶに関する機関の連携強化	ＤＶの相談から緊急時の迅速な保護及びカウンセリング等に関わる関係機関の連携強化を進めます。	家庭児童相談室
⑬ひきこもり状態の青少年の相談・支援	ひきこもり状態の青少年及び家族を、必要に応じたひきこもり支援実施フローチャートの活用や、関係機関との連携により支援します。	すこやか支援課 発達支援課

項目	内容	担当課
⑭不登校への対応充実	不登校については、家庭・学校・関係機関と連携しながら、スクール・ソーシャル・ワーカー等の専門的人材などの活用により、個々の状態に応じた解決への支援を図ります。また、各学校における教育相談への対応力が向上するよう、ケース会議等を行い組織的な取り組みにつながるよう支援していきます。	発達支援課 学校教育課 社会教育スポーツ課
⑮ヤングケアラーの啓発・支援の実施	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子どもである「ヤングケアラー」は本人にその自覚が無いことが多いため、発見に繋がるように周囲への啓発を行います。発見したヤングケアラーは関係機関へ適切につなぎ、連携体制を築き、継続して支援を行います。	子育て政策課 学校教育課 家庭児童相談室 障がい福祉課 長寿福祉課 地域共生社会推進課
⑯（仮）こども基本条例の制定検討	こどもの権利の理解醸成を促進するとともに、こどもの権利を保障するために、（仮）こども基本条例の制定に向けて検討を進めます。	子育て政策課

基本方針 4 家庭における子育て力の向上

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 育児休業の取得状況について、母親では「取得した（取得中である）」が6割近く、父親では1割半ばと前回調査と比較すると、ともに「取得した（取得中である）」の割合が増加。
- ◇ 父親の取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、職場での理解や経済的な面での意見があがっている。（※いずれもニーズ調査より）

項目	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの啓発	広報紙やホームページ等を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を進めます。	商工労政課
②ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境の整備促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための啓発を進めるとともに、労働基準法の遵守、労働時間短縮、フレックスタイム制や在宅勤務制度の普及を企業、経済団体とともに進めます。	商工労政課
③育児休業制度の活用促進	妊娠中や子育て中でも働き続けられるように、妊婦の家庭・子育て家庭に育児休業のための休暇等の制度を周知し、積極的に活用するよう啓発に努めます。	商工労政課
④事業者が主体となる次世代育成支援についての啓発	企業や経済団体が男女共同参画の視点に立ちながら、子どもを産み育てることの社会的意義について理解を深め、妊娠、育児中の従業員に対して配慮し、柔軟でゆとりある多様な働き方ができる労働条件を整えるよう、助言や啓発を進め、働き方の見直しを促進します。	商工労政課

(2) 男女共同参画の推進

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 子どもの子育てを主に行っているのは、就学前児童保護者では「父母ともに」が6割と最も高く、次いで「主に母親」が4割近く。前回と比較すると、「父母ともに」が増加し、「主に母親」が減少。子育てを男女ともに担う傾向が進んでいることがうかがえる。
- ◇ 1日あたりにお子さんと一緒に過ごす時間について、母親では「12時間以上」が4割と最も高く、父親では「2時間以上3時間未満」、「4時間以上5時間未満」の割合が1割半ばと最も高いが、時間が十分ではないと思っている保護者もいる。
(※いずれもニーズ調査より)

項目	内容	担当課
①男女共同参画の啓発	男女の固定的な役割分担意識を変え、男女がともに子育てや家事を担い、家庭を築く喜びを分かち合うことができるよう、「甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」に基づいて、人権教育と関連づけた学校教育、社会教育の充実や広報などを通じた市民や事業所への啓発に努めます。	商工労政課 学校教育課 社会教育スポーツ課
②男性の育児休業取得促進	男性の育児休業取得率が向上するよう意識改革の取り組みを進めます。	商工労政課
③男性の育児参加促進	子育て家庭の男性に対しては、プレパパママ教室等の各種教室・講座への参加を促し、パートナーの妊娠について知識を得て、男性も子育て家庭の一員としての自覚を高めるための啓発を進めます。	すこやか支援課 子育て政策課 商工労政課
④女性の職業生活における活躍の推進	女性の起業・キャリアアップ支援や、女性のための就労支援に取り組みます。	商工労政課

(3) 家庭の育児力や教育力の向上

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進することが必要。
- ◇ 地域の中で子育て家庭を支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要。

項目	内容	担当課
①家庭教育や育児に関する学習機会の充実	子育ての基本は家庭にあることの認識を持ち、自信と心のゆとりを持って子育てするとともに、生活習慣や家族関係を良好に保てるよう、家庭教育の啓発や育児に関する学習機会の充実に努めます。	子育て政策課
②子育て家庭における家庭内の安全対策や防災対策の啓発	子育て家庭における、家庭内の安全対策や防災対策について周知し、啓発するため、講演や講座の開催を実施します。	子育て政策課 危機管理課
③愛郷心を育む学習機会の充実	保護者が身近な地域とのつながりや甲賀市に対する愛郷心を大切にし、その心を子どもにも伝えられるよう、各種学習機会や懇談会を通じて促します。	子育て政策課 社会教育スポーツ課
④家庭における教育力の充実	家庭におけるしつけ、教育力の向上を図るため、保護者への啓発を常に行っていきます。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 社会教育スポーツ課
⑤保護者同士が学び合える交流の機会づくり	園庭開放やサークル活動をはじめとした交流活動を促進し、保護者同士が学び合う環境づくりに努めます。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課

基本方針 5 特別な配慮等を要する子どもや保護者への支援

(1) 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 障がいのある子ども・若者の支援については、乳幼児健診等を活用し、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していくことが必要。
- ◇ 地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携などによる地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要。
- ◇ 医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要。

項目	内容	担当課
①障がいについての正しい理解に向けた啓発	「甲賀市障がい者基本計画」に基づき、障がい者週間、障がい者の権利条約等の周知をはじめ、市民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を持てるよう、積極的な広報・啓発に努めます。また、発達障がいについては、正しい理解を広げるために、保護者や教育関係者への研修会をはじめ、地域や企業に向けても理解促進を進めます。	人権推進課 障がい福祉課 子育て政策課 発達支援課
②専門性の向上等、相談支援体制の充実	相談員の研修やスクールカウンセラー等との連携により、対応の専門性の向上に努めます。特に、発達障がい児等に関わる相談に適切な対応ができるよう、支援スキルの向上を図り、保護者がより相談しやすい環境づくりを進めるなど、相談支援体制のさらなる強化に努めます。	障がい福祉課 すこやか支援課 発達支援課 学校教育課
③特別支援教育、早期療育事業、発達相談の充実	発達支援が必要な子どもを早期発見し、発達に応じた適切な支援をするため、乳幼児健診、発達相談、早期療育支援事業、保育園等での対応、学齢期における支援の移行の充実に努めます。	すこやか支援課 保育幼稚園課 発達支援課 学校教育課
④学齢期における切れ目のない連携支援	学齢期においては、一人ひとりの発達や障がいの状況等に応じたニーズを把握し、支援を一体的かつ持続的に提供できるよう発達支援体制を整え、関係課、学校、関係機関の連携・協議を図り、発達を支援します。	障がい福祉課 すこやか支援課 発達支援課 学校教育課

項目	内容	担当課
⑤「ここあいパスポート」の運用及び啓発	本人・家族と支援者が、支援情報及び本人・家族の願いや想いを共有・応援し、本人の支援につながり、有効活用できるように啓発に努めます。	すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課
⑥障がい福祉サービスの充実	障がいのある子どもを持つ家庭への生活支援として、居宅介護サービス、短期入所等さまざまな障がい福祉サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
⑦日常的に医療処置が必要な子どもに対する支援の充実	日常的に医療処置が必要な子どもに対する支援の充実に努めます。	障がい福祉課 すこやか支援課 保育幼稚園課 学校教育課
⑧放課後等の支援の充実	障がいのある子どもの放課後や長期休暇中の療育を継続的に提供するため、放課後等デイサービス事業において、対象児童の受入れの充実に努めます。また、児童クラブ事業や放課後子ども教室においても、障がいのある子どもの受入れについて、支援を強化します。	障がい福祉課 子育て政策課 社会教育スポーツ課
⑨障がいのある子どもの居場所づくり	障がいのある子どもの遊び場や居場所を確保するため、日中一時支援事業の充実、タイムケア事業の継続実施等を図り、障がいのある子どもがさまざまなかたちで活動・体験ができる場を確保します。また、サマースクール等のボランティアの積極的な参画を促します。	障がい福祉課
⑩保育園等、学校等のバリアフリー化	保育園等、学校において、バリアフリー化が早期に進むよう、必要度の高い場所から改善し、障がいの状態や特性に応じた施設や設備の改善に努めます。	保育幼稚園課 教育総務課
⑪子どもの特性に応じた支援の強化	児童発達支援事業に関わる職員の資質向上と事業の質の向上及び教育相談事業の体制強化に努めます。また、就学前の発達支援の充実のための体制整備を図ります。	発達支援課

(2) ひとり親家庭への支援

【 関連する市民の主な意見等 】



◇ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが必要。

◇ 子どもに届く生活・学習支援を進めることが必要。

項目	内容	担当課
①市民啓発の推進	ひとり親家庭の置かれている状況を周囲が理解し、支援できるよう、市民啓発を進めます。	子育て政策課
②相談体制の充実	ひとり親家庭等の生活の安定に向け、各課における相談体制の充実に努めるとともに、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、必要に応じて支援機関や団体との連携を図ります。	生活支援課 子育て政策課 学校教育課
③ふれあい交流事業の実施	関係する団体等と連携のもと、ひとり親家庭同士が交流し、情報収集や相談ができる場として「ふれあい交流事業」を実施します。	子育て政策課
④日常生活の支援	ひとり親家庭の家事や子育てを支援するため、ひとり親家庭等日常生活支援事業につなぎます。	子育て政策課
⑤ひとり親家庭の自立に向けての支援	ひとり親家庭の母または父に対する就労支援、資格の取得、貸付制度の利用など自立のための支援を進めます。	子育て政策課
⑥各種手当等の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成等を目的に、児童を扶養している世帯に対し、児童が満18歳に到達する年度まで児童扶養手当を支給します。また、ひとり親家庭等における子どもの小中学校入学時に、ひとり親家庭等入学支度金を支給します。	子育て政策課
⑦ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を目的に、ひとり親家庭等の親及び子どもの入院・通院にかかった医療費の助成を行います。また、教育・保育や児童クラブなどにおいて、負担軽減となる支援を行います。	保険年金課 子育て政策課 保育幼稚園課

(3) 外国人の子どもやその家庭への支援

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 国籍・人種などを問わず、互いに協力しながらより良い生活をつくっていかうとする子どもを育てるとともに、日本語指導が必要な外国籍の子どもに対する学習支援を充実し、日本の社会で自分の目標がしっかり語れる子どもを育てることが必要。
- ◇ 多文化共生社会の進展により、地域においても外国人が日本の文化や暮らしを理解するだけでなく、共存するうえで日本人も外国の文化や暮らしを理解し、ともに暮らしていくことが必要。

項目	内容	担当課
①国際交流・国際理解の促進	国際交流事業を進め、子どもたちの国際理解を促します。	市民活動推進課 学校教育課
②相談、生活支援及び学習支援	外国人の子育て家庭の状況に応じて、必要な相談、日本語支援及び学習支援に柔軟に取り組めます。	市民活動推進課 子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課
③外国人世帯への情報提供	外国人世帯への周知や子育てに関する意識啓発に向けて、多言語により情報提供を行います。	市民活動推進課 子育て政策課 学校教育課

(4) 子育て家庭の経済的負担等の軽減

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 子どもや子育てについて、日ごろ悩んでいること、または気になることについて、就学前児童保護者では「子育てで、出費がかさむこと」、就学児童保護者でも「子育てや教育で出費がかさむこと」が最も高い。
- ◇ 甲賀市の子育て支援において今後重要と思われることについて、「経済的な支援」が高い。(※いずれもニーズ調査より)

項目	内容	担当課
①妊婦のための支援給付	妊娠の届出時及び出産・産後の新生児訪問時等に、妊婦支援給付金を支給し、経済的支援を行います。	すこやか支援課
②児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに子どもの健やかな成長に資するため児童手当を支給します。	子育て政策課
③教育費の援助	各家庭の収入状況などに応じ、要保護、準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励及び奨学資金給付などによる教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。	学校教育課
④保育料等の減額・免除及び補助	幼児教育・保育の無償化に対応するための給付を適切に実施するとともに、低所得世帯・多子世帯の保護者負担の軽減を目的とした保育園等の保育料等の減額・免除の周知に努めます。	保育幼稚園課
⑤子育て応援医療の充実	子育て家庭の負担軽減のため、子育て応援医療給付を実施し、安定的な制度運営に努めます。	保険年金課
⑥学習支援事業の充実	生活困窮家庭等の小学生、中学生、高校生、高校中退者及び中学卒業後、進学や就労をしていない高校生年代を対象に学習支援や居場所づくりを行います。	生活支援課

基本方針 6 すべての子どもの成長を支えあう環境づくり

(1) 母親や子どもの健康の保持及び増進

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 子どもや子育てについて、日ごろ悩んでいること、または気になることについて、「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が高い。
- ◇ 出産後の育児に関して困ることや辛いことについて、「自分の時間を持てないこと」が最も高く、次いで「夜泣きなど、子どもが寝てくれないこと」、「授乳のこと」、「上の子どものこと」となっている。
(※いずれもニーズ調査より)

項目	内容	担当課
①健診等の受診率の向上	乳幼児健診や予防接種について、受診勧奨や接種勧奨を実施し、受診率の維持向上に努めます。	すこやか支援課
②健康づくりのための情報提供の充実	妊婦や保護者が健康について理解を深め、基本的な生活習慣づくりにつながるよう支援します。そのために、乳幼児健診、健康教室などさまざまな機会において、こころとからだの健康に必要な情報を提供します。	すこやか支援課
③不妊治療・不育治療への支援	不妊治療について、県の相談窓口の情報提供を行います。また、不育症治療等に要した医療保険適用外の費用の一部を助成する不育治療費助成事業を継続して実施します。	すこやか支援課
④妊娠早期からの相談・指導の充実	妊娠届出時の保健師の面談等、妊娠期のできるだけ早い時期から出産や育児への不安を軽減するための相談、指導を重視します。	すこやか支援課
⑤ハイリスク出産等への対応充実	何らかの問題の兆候をみせ、すでに問題が生じている妊婦に対して、個別指導と医療機関等の関係機関との連携により妊娠期から出産後の育児まで一貫したフォローに努めます。	すこやか支援課
⑥相談窓口の充実	子どもを安心して産み育てられるよう、心身の健康に関する相談をはじめ、望まない妊娠や若年の妊娠・出産など、さまざまな相談にも柔軟に対応できる相談体制整備に努めます。また、気軽に相談できるよう、来所や電話、インターネット等での相談にも対応します。	すこやか支援課 子育て政策課

項目	内容	担当課
⑦乳幼児期の食育の推進	園や家庭での総合的な食育推進に向けて、乳幼児健診、すこやか相談、健康教室、親子食育講座等の幅広い機会を通じて、食育の原点である子どものときからの規則正しい生活リズムや食生活に関する意識を高め、健康で心豊かに暮らせるように食育を推進します。	すこやか支援課 保育幼稚園課 子育て政策課
⑧妊産婦・乳幼児健診の充実	妊婦健診、マタニティ歯科健診、産婦健診、新生児聴覚検査助成、乳幼児健診の実施を継続します。	すこやか支援課
⑨産後ケアの充実	出産後１年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の支援を助産師等が行います。	すこやか支援課

(２) 小児医療・保健の充実

【関連する市民の主な意見等】



- ◇ お子さんが高熱を出すなど急病の場合、すぐに診てもらえる医療機関が見つからず困ったことがあった割合が、就学前児童の保護者では「あった」が38.8%、就学児童の保護者では「あった」が45.7%とともに、前回と比較すると、「あった」の割合が増加している。
- ◇ 甲賀市の子育て支援で重要だと思うものについて、就学前児童の保護者では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が高く、前回と比較すると増加している。(※いずれもニーズ調査より)

項目	内容	担当課
①小児医療の確保	現在の医療体制で円滑な連携が図れるよう、関係機関に働きかけます。 また、引き続き「休日、夜間の医療体制」や「小児救急電話相談#8000」等に関する周知啓発に努めます。	医療政策室 すこやか支援課
②地域保健と学校保健との連携体制の確立	学校保健委員会の場の活用をはじめ、地域保健と学校保健の日常的な連携体制を確立します。	すこやか支援課 学校教育課
③各種検診の充実	学校保健法に基づき、各学校で定期的に健康診断を行うとともに、実施上の課題があれば、県教委の指導のもと、随時対応を検討していきます。	学校教育課
④こころの健康を守る人材の確保	スクールカウンセラー等、専門的人材の確保や教員の研修によって、子どもの心の問題に対応します。教育相談員・支援員の確保については、市独自の配置が一層充実するよう検討を進めます。	発達支援課 学校教育課

(3) 子どもの学習機会の充実

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 多くの子ども・若者の地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことが必要。
- ◇ 社会で活躍している人と関わる機会や、職場体験などの働く経験、社会にどのような仕事があるのかを把握できる学ぶ機会等を充実することが必要。

項目	内容	担当課
①子どもの読書活動の推進	赤ちゃんから本に親しむ習慣づくりに向けた読書環境の整備や人材の確保等、視覚等の障がいの有無に関わらず全ての児童・生徒が読書活動に取り組めるよう努めます。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 社会教育スポーツ課
②「生きる力」を育む教育・人権教育	子どもが自ら学ぼうとする意欲を持ち、社会に対応していける力を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育と人権を大切にする教育を推進するため、指導訪問や人員配置の充実を図ります。	人権推進課 学校教育課 社会教育スポーツ課
③愛郷心を育める学習機会の充実	本市の美しい自然や豊かな歴史文化を守り、伝承、活用することによって、子どもたちが自然や歴史文化に親しみながら愛郷心を育める環境づくりと体験学習の機会を充実します。	社会教育スポーツ課 学校教育課
④多様な学習機会の提供と指導者の確保	人権を大切にするための学習、乳幼児から本に親しめる機会、木育など環境問題への理解を促す環境学習、介護等の体験を通じた福祉の学習、職場体験などの機会を充実するとともに、これらの指導者の発掘と育成に努めます。	人権推進課 子育て政策課 林業振興課 学校教育課
⑤多様な学習活動の支援と拠点の確保	図書館、公民館をはじめ各学習施設の運営による良質なサービスや、市民活動の個性を尊重し、多様な学習プログラムの展開や学習の場の確保を図ります。	社会教育スポーツ課
⑥体験学習機会の充実	青少年の人間性や社会性を育むため、ボランティア体験、職業体験等の機会を設けます。また、市青少年育成市民会議への活動支援等、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 社会教育スポーツ課
⑦生命の大切さを学ぶ性教育の充実	学校を中心とした一定学年以上の性教育を通じ、生命の大切さなどを含めた体系的なプログラムを提供します。	学校教育課

項目	内容	担当課
⑧喫煙や飲酒・薬物使用に関する指導の徹底	未成年の喫煙や飲酒及び薬物使用に関して、警察署や少年センター、家庭、地域、学校が連携し、正しい知識の提供と正しい判断力を養うための取り組みを進めます。	社会教育スポーツ課 すこやか支援課 学校教育課
⑨優れた文化・芸術に親しめる機会の充実	子どもが甲賀市や国内外のさまざまな優れた文化・芸術に親しみ、理解を深められるよう、年間を通じた鑑賞・体験機会の拡充を図ります。	社会教育スポーツ課
⑩発表の機会づくり・イベント開催支援	子どもの豊かな才能を発表できる機会の充実を図ります。	社会教育スポーツ課
⑪スポーツ・レクリエーションによる交流機会の充実	子どもの心身の育成のため、総合型地域スポーツクラブ活動やスポーツ少年団活動を通じて、スポーツやレクリエーション等の交流機会の充実を図ります。	社会教育スポーツ課

(4) 安心・安全な子育て環境の整備

【 関連する市民の主な意見等 】



- ◇ 市内で子どもと外出の際に困ること、困ったことについて、「用事の合間に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が最も高く、前回調査と比較すると、「歩道や信号がない通りが多く安全に心配があること」「用事の合間に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が増加している。(※いずれもニーズ調査より)
- ◇ 甲賀市の子育て支援において今後重要と思われることについて、「交通安全のための対策強化」が3割半ばと高い。(※いずれもニーズ調査より)

項目	内容	担当課
①通学路など安全な道路環境の整備	通学路の危険箇所については、通学路合同点検において危険な箇所などを警察等の関係機関と点検しており、点検結果に基づいて安全対策を実施していますが、未就学児が集団で移動する経路を含め、通学路以外の道路においても安全な道路環境の整備に努めます。	建設事業課 学校教育課 保育幼稚園課
②交通安全教育の推進	保育園等における交通安全教室や、警察等の各種団体と連携し、命を大切にする気持ちと安全な行動を身につけられるよう交通指導を実施します。また、警察署等と協力しながら、市内の保育園等、小・中学校において交通安全教室等に取り組みます。	生活環境課 保育幼稚園課 学校教育課

項目	内容	担当課
③地域防犯体制の強化促進	子どもを犯罪から守るため、地域の防犯団体を組織し、「甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議」の総会や啓発活動を実施します。また、地域の住民やPTAが協力しながら登下校時の見回りや日常的な子どもへの声かけなどを積極的に行う地域防犯体制の強化を促します。さらに、スクールガード研修会を実施するとともに、スクールガードによる見守り活動や活動団体への支援・指導を進めます。	生活環境課 学校教育課 社会教育スポーツ課
④子どもの緊急避難場所の確保充実	警察と連携し、子どものための地域の緊急避難所の充実を図るとともに、こども110番制度の活用における課題について見直しや検討を進めます。	学校教育課 社会教育スポーツ課
⑤学校における防犯意識の向上	学校において、不審者からの避難指導、携帯電話などを使った犯罪への注意を行うとともに、警察と連携して各小中学校で防犯教室・不審者対応訓練を実施し、子どもの防犯意識の向上を図り、避難方法の指導を行います。	生活環境課 学校教育課 社会教育スポーツ課
⑥家庭における防犯指導の啓発	かふか安全メールの充実と活用促進とともに、地域の公民館等で子どもを犯罪から守るための出前講座を実施し、家庭における防犯指導を呼びかけます。	生活環境課 学校教育課 社会教育スポーツ課
⑦関連施設の安全対策の充実	施設への不審者の侵入防止を図るため、設備の充実や来訪者チェックや名札着用、不審者対応訓練などの安全対策の充実に努めます。	教育総務課 学校教育課
⑧地域での防災訓練の促進	地域の総合防災訓練に参加することにより、地域での防災意識の高揚を図り、子どもの安心安全に配慮した地域での防災訓練の実施につなげます。	危機管理課
⑨教育機関での防災訓練の充実	関係機関との連携のもと、保育園等及び学校において防災訓練を行い、より実地的な訓練となるよう工夫に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
⑩子どもが利用する施設における安全管理体制の強化	学校、公園、保育園等の子どもが利用する施設の定期的な点検を行い、必要箇所については早期改修に努めるなど安全管理体制の強化に取り組むとともに、安全管理の重要性を促し、地域における安全への取り組みを支援します。	保育幼稚園課 建設管理課 教育総務課 社会教育スポーツ課
⑪子育て家族が快適に利用できる公共施設の整備	公共施設について、子ども連れで快適に利用できるよう授乳室、育児設備などの段階的整備に努めます。	管財課

項目	内容	担当課
⑫だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	子どもや小さい子ども連れの親をはじめ、あらゆる人が不自由なく快適に利用できるような環境やサービス、製品をデザインするユニバーサルデザインをまち全体で共有できるよう、検討と具体的取り組みを進めます。また、公益性の高い施設等の整備については、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく指導を行っています。	地域共生社会推進課 障がい福祉課 住宅建築課
⑬子どもの居場所づくり	保育園等、学校、公民館、児童館、地域の集会所、空き店舗等などの柔軟な有効活用によって、子どもの居場所や、親子が雨の日でも気軽に楽しく遊べる遊び場を確保していきます。	障がい福祉課 人権推進課 生活支援課 社会教育スポーツ課
⑭公園の充実	身近な公園で子どもが安全に遊び、世代を超えてだれもが集えるよう、管理・改修に努めます。	建設管理課
⑮放課後子ども教室の推進	安心で安全な子どもの居場所を設け、地域の参画を得た「放課後子ども教室」を実施します。	社会教育スポーツ課
⑯有害な情報等からの保護	立入調査等を実施しながら有害図書の排除を行うとともに、白ポスト設置による回収に取り組むとともに、市民団体との連携を図り、有害な看板やチラシの設置防止、除去を進めます。また、インターネットや携帯電話の正しい使い方の啓発・指導に取り組めます。	社会教育スポーツ課

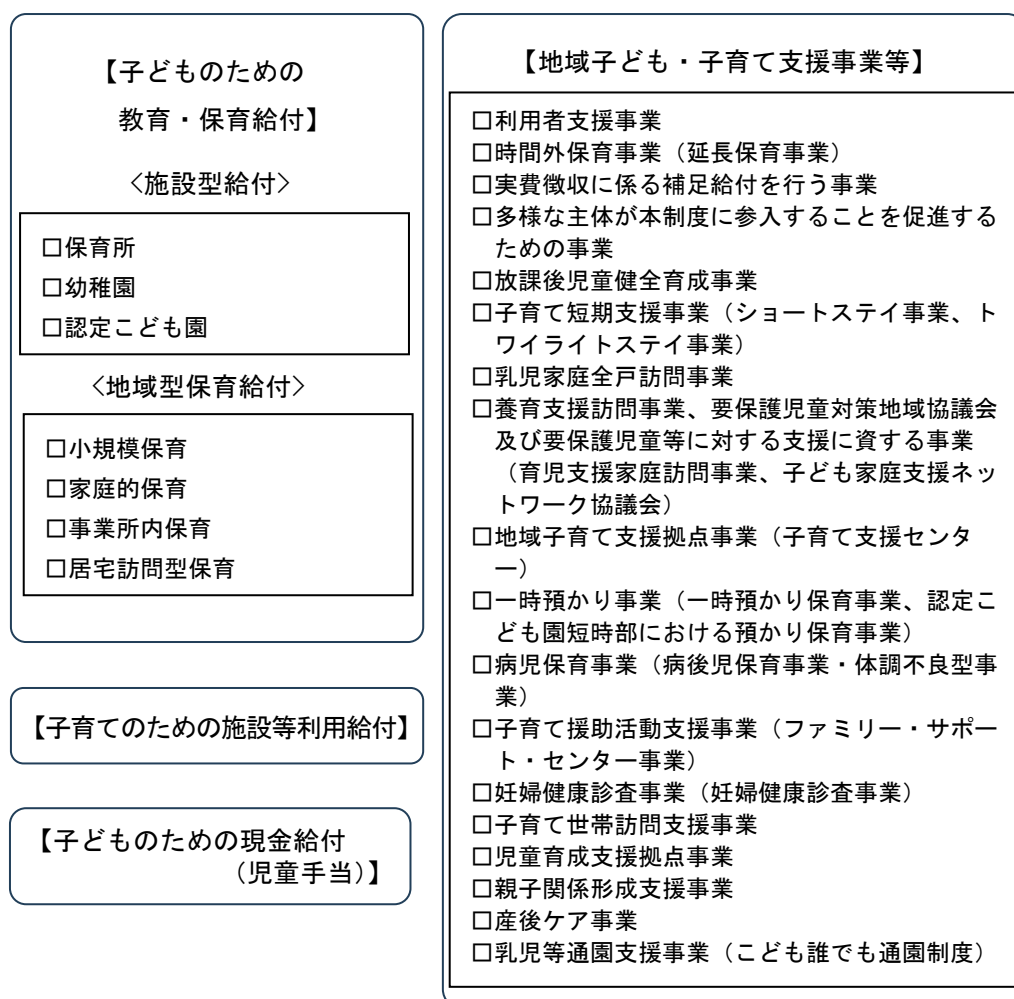


教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。



(2) 対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付（施設型給付）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。
認定こども園	短時部：制限なし 長時部：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時部）と保育所機能（長時部）の両方の役割を果たします。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。

②子どものための教育・保育給付（地域型保育給付）

地域型保育給付は、市の認可事業として、年度を通じて待機児童の発生しやすい0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内容
家庭的保育	家庭的保育事業者が、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員1人から5人まで）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

事業種別	内容
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育園の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

③子育てのための施設等利用給付

幼稚園（施設型給付を受けない園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

事業種別	対象となる子ども	利用支援の内容
幼稚園（施設型給付を受けない園）	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がいのある子どもの発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④地域子ども・子育て支援事業

本市が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第 59 条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

事業名 ※（ ）は本市における事業名	事業概要	提供区分
① 利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を実施し、個々に応じた支援計画を作成する事業	全市
② 時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた園児について、通常の利用日及び利用時間以外の日時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業	提供 区域
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業	全市
④ 多様な主体が参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業	全市
⑤ 放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業	提供 区域
⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)】	全市
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	全市

事業名 ※（ ）は本市における事業名	事業概要	提供区分
⑧ 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業（育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会）	【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）】 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業	全市
⑨ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	提供区域
⑩ 一時預かり事業（一時預かり保育事業、認定こども園短時部における預かり保育事業）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	提供区域
⑪ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	全市
⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	全市
⑬ 妊婦健康診査事業（妊婦健康診査事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	全市

事業名 ※（ ）は本市における事業名	事業概要	提供区分
⑭ 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業	全市
⑮ 児童育成支援拠点事業	養育環境等にサポートが必要な、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業	全市
⑯ 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業	全市
⑰ 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業	全市
⑱ 乳児等通園支援事業	現行の幼児教育・保育サービスに加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付事業	全市
⑲ 産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	全市

(3) 保育の必要性の認定

①認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時部）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時部）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時部） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

②保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（２号認定、３号認定、新２号認定、新３号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・ 就労（月 48 時間以上）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 疾病、障がい
- ・ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動
- ・ 就学
- ・ 虐待やＤＶのおそれがあること
- ・ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・ 「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・ 「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

2 教育・保育提供区域

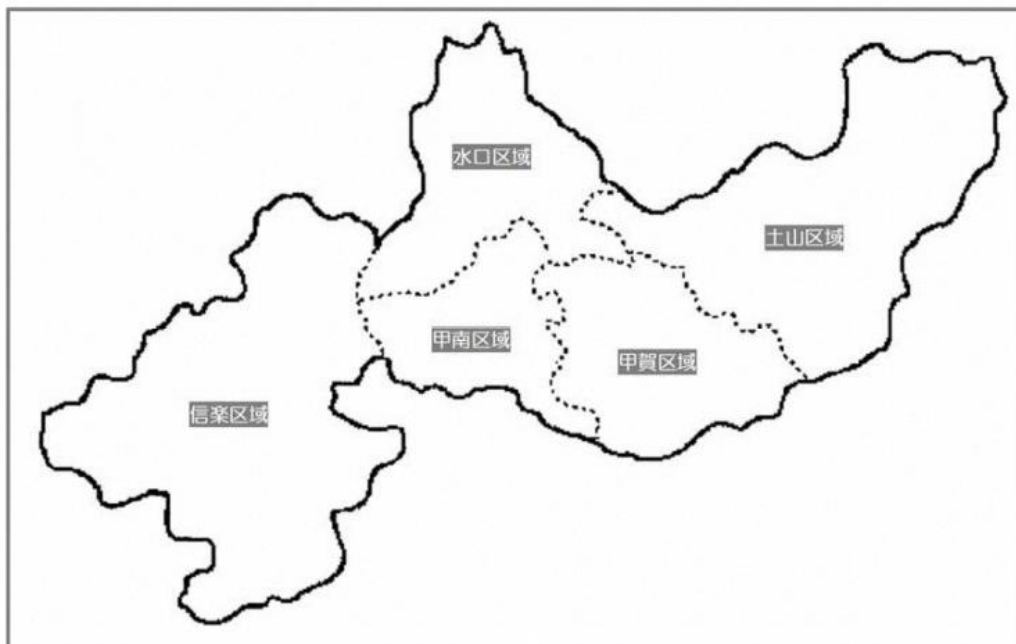
子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することが求められます。

本計画においても第2期計画を継承し、日常的な生活利便性を確保する生活圏域としてのまとまりがある次の5つの区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

甲賀市の教育・保育提供区域（5区域）

「水口区域」、「土山区域」、「甲賀区域」、「甲南区域」及び「信楽区域」



3 将来の子ども人口推計

<推計方法>

令和2年（2020年）から令和6年（2024年）の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計

（1）市全体の将来子ども人口

本市の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の13,165人から令和11年（2029年）には11,735人と、5年間で1,430人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、3,612人から3,173人と439人程度の減少、小学生（6～11歳）については4,490人から3,899人と591人程度の減少、中学生（12～14歳）については2,442人から2,232人と210人程度の減少、高校生（15～17歳）については2,621人から2,431人へと190人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	14,373	14,083	13,757	13,476	13,165	12,895	12,593	12,271	11,983	11,735
就学前（0～5歳）	4,088	4,002	3,866	3,737	3,612	3,475	3,410	3,302	3,258	3,173
0～2歳	1,918	1,891	1,773	1,763	1,643	1,624	1,571	1,595	1,565	1,536
3～5歳	2,170	2,111	2,093	1,974	1,969	1,851	1,839	1,707	1,693	1,637
小学生（6～11歳）	4,887	4,787	4,654	4,615	4,490	4,367	4,230	4,130	4,010	3,899
低学年（6～8歳）	2,394	2,361	2,226	2,200	2,118	2,126	2,020	1,995	1,873	1,863
高学年（9～11歳）	2,493	2,426	2,428	2,415	2,372	2,241	2,210	2,135	2,137	2,036
中学生（12～14歳）	2,609	2,629	2,605	2,529	2,442	2,454	2,437	2,402	2,265	2,232
高校生（15～17歳）	2,789	2,665	2,632	2,595	2,621	2,599	2,516	2,437	2,450	2,431
子ども人口の 対人口比	15.9%	15.7%	15.4%	15.2%	14.9%	14.7%	14.5%	14.2%	14.0%	13.8%

※実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 教育・保育提供区域別の将来子ども人口

①水口区域

水口区域の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の6,771人から令和11年（2029年）には6,079人と、5年間で692人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、1,970人から1,761人と209人程度の減少、小学生（6～11歳）については2,241人から1,997人と244人程度の減少、中学生（12～14歳）については1,246人から1,078人と168人程度の減少、高校生（15～17歳）については1,314人から1,243人へと71人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	7,379	7,215	7,078	6,916	6,771	6,645	6,510	6,351	6,202	6,079
就学前（0～5歳）	2,150	2,139	2,077	2,013	1,970	1,884	1,872	1,818	1,791	1,761
0～2歳	1,060	1,055	972	975	923	909	893	899	884	870
3～5歳	1,090	1,084	1,105	1,038	1,047	975	979	919	907	891
小学生（6～11歳）	2,506	2,425	2,346	2,303	2,241	2,207	2,103	2,092	2,050	1,997
低学年（6～8歳）	1,225	1,183	1,122	1,074	1,063	1,095	1,036	1,032	959	964
高学年（9～11歳）	1,281	1,242	1,224	1,229	1,178	1,112	1,067	1,060	1,091	1,033
中学生（12～14歳）	1,300	1,309	1,320	1,298	1,246	1,235	1,242	1,193	1,124	1,078
高校生（15～17歳）	1,423	1,342	1,335	1,302	1,314	1,319	1,293	1,248	1,237	1,243
子ども人口の 対人口比	17.9%	17.5%	17.2%	16.8%	16.5%	16.3%	16.0%	15.6%	15.3%	15.1%

②土山区域

土山区域の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の727人から2029年（令和11年）には614人と、5年間で113人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、183人から152人と31人程度の減少、小学生（6～11歳）については233人から204人と29人程度の減少、中学生（12～14歳）については152人から122人と30人程度の減少、高校生（15～17歳）については159人から136人へと23人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	849	816	773	766	727	696	673	655	630	614
就学前（0～5歳）	201	194	184	199	183	176	168	167	165	152
0～2歳	92	92	83	90	83	85	75	73	68	66
3～5歳	109	102	101	109	100	91	93	94	97	86
小学生（6～11歳）	274	271	265	252	233	224	222	209	194	204
低学年（6～8歳）	136	129	122	112	104	101	107	101	91	94
高学年（9～11歳）	138	142	143	140	129	123	115	108	103	110
中学生（12～14歳）	177	173	155	148	152	152	147	138	130	122
高校生（15～17歳）	197	178	169	167	159	144	136	141	141	136
子ども人口の 対人口比	11.6%	11.3%	11.1%	11.1%	10.7%	10.4%	10.3%	10.2%	10.0%	10.0%

③甲賀区域

甲賀区域の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の1,179人から令和11年（2029年）には1,026人と、5年間で153人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、294人から245人と49人程度の減少、小学生（6～11歳）については409人から366人と43人程度の減少、中学生（12～14歳）については230人から213人と17人程度の減少、高校生（15～17歳）については246人から202人へと44人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	1,323	1,314	1,279	1,236	1,179	1,157	1,117	1,084	1,051	1,026
就学前（0～5歳）	361	363	352	325	294	296	277	263	263	245
0～2歳	164	153	157	145	125	128	114	123	120	116
3～5歳	197	210	195	180	169	168	163	140	143	129
小学生（6～11歳）	437	422	406	412	409	389	403	398	378	366
低学年（6～8歳）	196	190	189	209	216	198	190	178	177	172
高学年（9～11歳）	241	232	217	203	193	191	213	220	201	194
中学生（12～14歳）	259	251	257	241	230	219	203	194	192	213
高校生（15～17歳）	266	278	264	258	246	253	234	229	218	202
子ども人口の 対人口比	13.4%	13.5%	13.4%	13.1%	12.7%	12.7%	12.4%	12.3%	12.1%	12.0%

④甲南区域

甲南区域の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の3,478人から令和11年（2029年）には3,230人と、5年間で248人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、946人から839人と107人程度の減少、小学生（6～11歳）については1,244人から1,089人と155人程度の減少、中学生（12～14歳）については617人から644人と27人程度の増加、高校生（15～17歳）については671人から658人へと13人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	3,577	3,565	3,530	3,499	3,478	3,420	3,366	3,310	3,271	3,230
就学前（0～5歳）	1,079	1,036	1,008	970	946	905	886	863	848	839
0～2歳	485	477	453	441	413	401	397	411	407	402
3～5歳	594	559	555	529	533	504	489	452	441	437
小学生（6～11歳）	1,249	1,268	1,257	1,268	1,244	1,225	1,196	1,143	1,131	1,089
低学年（6～8歳）	635	659	618	622	571	590	561	558	529	514
高学年（9～11歳）	614	609	639	646	673	635	635	585	602	575
中学生（12～14歳）	634	665	643	625	617	643	653	682	644	644
高校生（15～17歳）	615	596	622	636	671	647	631	622	648	658
子ども人口の 対人口比	17.1%	17.1%	17.0%	16.8%	16.7%	16.4%	16.2%	16.0%	15.8%	15.7%

⑤信楽区域

信楽区域の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の1,010人から令和11年（2029年）には786人と、5年間で224人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、219人から176人と43人程度の減少、小学生（6～11歳）については363人から243人と120人程度の減少、中学生（12～14歳）については197人から175人と22人程度の減少、高校生（15～17歳）については231人から192人へと39人程度の減少が、それぞれ見込まれます。

単位：人

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
子ども人口	1,245	1,173	1,097	1,059	1,010	977	927	871	829	786
就学前（0～5歳）	297	270	245	230	219	214	207	191	191	176
0～2歳	117	114	108	112	99	101	92	89	86	82
3～5歳	180	156	137	118	120	113	115	102	105	94
小学生（6～11歳）	421	401	380	380	363	322	306	288	257	243
低学年（6～8歳）	202	200	175	183	164	142	126	126	117	119
高学年（9～11歳）	219	201	205	197	199	180	180	162	140	124
中学生（12～14歳）	239	231	230	217	197	205	192	195	175	175
高校生（15～17歳）	288	271	242	232	231	236	222	197	206	192
子ども人口の 対人口比	11.1%	10.7%	10.3%	10.1%	9.8%	9.6%	9.3%	8.9%	8.7%	8.4%

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みの考え方

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」は、原則として推計した将来の子ども人口に、教育・保育の認定の令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を乗じて算出しています。

なお、認定者数は各年度末の数字を用いることとし、各年度を通した需要を正確に反映できるように算定しています。

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期

教育・保育提供区域別の「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備・調整等を計画的に実施していきます。

※確保の内容については各年度を通した確保量

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から2号・3号（0歳）の保育を希望する児童の利用率が増加することを想定し、1号の教育を希望する児童、3号（1、2歳）の保育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。水口区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

水口区域		令和7年度						令和8年度							
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定				
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳		
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要				
(参考) 児童数推計		975				304	293	312	979				298	310	285
①量の見込み（必要利用定員総数）		110	－	832	140	172	213	106	－	840	152	182	195		
需要率（％）		11.3	－	85.3	46.1	58.7	68.3	10.8	－	85.8	51.0	58.7	68.4		
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	116	－	902	115	148	157	116	－	902	106	143	174		
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	地域型保育等	0	－	0	38	55	73	0	－	0	49	61	53		
	提供量合計	116	－	902	153	203	230	116	－	902	155	204	227		
②－①		6	－	70	13	31	17	10	－	62	3	22	32		

水口区域		令和9年度						令和10年度								
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定					
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳			
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要					
(参考) 児童数推計		919						907						289	299	296
①量の見込み（必要利用定員総数）		97	－	791	164	178	206	92	－	784	175	175	202			
需要率（％）		10.6	－	86.1	56.0	58.6	68.2	10.1	－	86.4	60.6	58.5	68.2			
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	106	－	849	119	150	179	101	－	841	131	158	179			
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	地域型保育等	0	－	0	49	53	48	0	－	0	49	53	48			
	提供量合計	106	－	849	168	203	227	101	－	841	180	211	227			
②－①		9	－	58	4	25	21	9	－	57	5	36	25			

水口区域		令和11年度					
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要		
(参考) 児童数推計		891		285	294	291	
①量の見込み（必要利用定員総数）		88	－	773	187	173	199
需要率（％）		9.9	－	86.8	65.6	58.8	68.4
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	96	－	829	140	138	159
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	49	53	48
	提供量合計	96	－	829	189	191	207
②－①		8	－	56	2	18	8

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から2号・3号の保育を希望する児童、1号の教育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。土山区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

土山区域		令和7年度						令和8年度					
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
(参考) 児童数推計		91			23	25	37	93			21	26	28
①量の見込み (必要利用定員総数)		5	－	86	12	16	33	5	－	88	11	17	25
需要率 (%)		5.5	－	94.5	52.2	64.0	89.2	5.4	－	94.6	52.4	65.4	89.3
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	10	－	94	14	24	36	10	－	94	15	23	28
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	10	－	94	14	24	36	10	－	94	15	23	28
②－①		5	－	8	2	8	3	5	－	6	4	6	3

土山区域		令和9年度						令和10年度						
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳	
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要			
(参考) 児童数推計			94			21	23	29	97			20	23	25
①量の見込み（必要利用定員総数）		5	－	89	11	15	26	6	－	91	10	15	22	
需要率（％）		5.3	－	94.7	52.4	65.2	89.7	6.2	－	93.8	50.0	65.2	88.0	
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	10	－	94	15	23	28	10	－	94	15	23	28	
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	
	提供量合計	10	－	94	15	23	28	10	－	94	15	23	28	
②－①		5	－	5	4	8	2	4	－	3	5	8	6	

土山区域		令和11年度					
		1号認定 3～5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計			86		19	22	25
①量の見込み(必要利用定員総数)		5	－	81	10	14	22
需要率(%)		5.8	－	94.2	52.6	63.6	88.0
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	10	－	94	15	23	28
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	10	－	94	15	23	28
②-①		5	－	13	5	9	6

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から2号・3号の保育を希望する児童、1号の教育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。甲賀区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

甲賀区域		令和7年度						令和8年度					
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
(参考) 児童数推計		168			41	31	56	163			40	42	32
①量の見込み (必要利用定員総数)		17	－	151	15	18	44	16	－	147	14	25	25
需要率 (%)		10.1	－	89.9	36.6	58.1	78.6	9.8	－	90.2	35.0	59.5	78.1
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	17	－	204	17	26	47	17	－	204	17	31	38
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	17	－	204	17	26	47	17	－	204	17	31	38
②－①		0	－	53	2	8	3	1	－	57	3	6	13

甲賀区域		令和9年度						令和10年度					
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計			140		38	41	44	143		38	39	43	
①量の見込み(必要利用定員総数)		14	－	126	14	24	35	14	－	129	14	23	34
需要率(%)		10.1	－	89.9	36.1	59.0	78.0	9.8	－	90.2	36.8	59	79.1
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	17	－	174	17	25	38	17	－	174	17	25	38
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	17	－	174	17	25	38	17	－	174	17	25	38
②－①		3	－	48	3	1	3	3	－	45	3	2	4

甲賀区域		令和11年度				
		1号認定 3～5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3～5歳		0歳	1歳
			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計			129		36	39
①量の見込み(必要利用定員総数)		13	0	116	13	23
需要率(%)		10.1	－	89.9	36.1	59.0
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	17	－	159	17	25
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0
	提供量合計	17	－	159	17	25
②-①		4	－	43	4	6

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から1号の教育を希望する児童、3号（0歳）の保育を希望する児童の利用率が増加することを想定し、2号、3号（1、2歳）の保育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。甲南区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

甲南区域		令和7年度						令和8年度							
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定				
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳		
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要				
(参考) 児童数推計		504				130	123	148	589				130	138	129
①量の見込み (必要利用定員総数)		55	－	430	45	58	89	52	－	419	49	65	78		
需要率 (%)		10.9	－	85.3	34.6	47.2	60.1	8.8	－	71.1	37.7	47.1	60.5		
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	59	－	448	45	74	90	59	－	448	46	71	89		
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	地域型保育等	0	－	0	3	8	8	0	－	0	6	8	5		
	提供量合計	59	－	448	48	82	98	59	－	448	52	79	94		
②－①		4	－	18	3	24	9	7	－	29	3	14	16		

甲南区域		令和9年度						令和10年度						
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳	
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要			
（参考）児童数推計		452				128	138	145	441			126	136	145
①量の見込み（必要利用定員総数）		42	－	393	52	65	87	39	－	385	55	64	87	
需要率（％）		9.3	－	86.9	40.6	47.1	60.0	8.8	－	87.3	43.7	47.1	60.0	
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	49	－	435	46	67	93	49	－	435	51	64	91	
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	地域型保育等	0	－	0	6	7	6	0	－	0	6	7	6	
	提供量合計	49	－	435	52	74	99	49	－	435	57	71	97	
②－①		7	－	42	0	9	12	10	－	50	2	7	10	

甲南区域		令和11年度					
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計		437			125	134	143
①量の見込み(必要利用定員総数)		39	－	381	58	63	86
需要率(%)		8.9	－	87.2	46.4	47.0	60.1
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	49	－	435	56	62	88
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	6	7	6
	提供量合計	49	－	435	62	69	94
②－①		10	－	54	4	6	8

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から2号の保育を希望する児童の利用率が増加することを想定し、1号の教育を希望する児童、3号の保育を希望する児童の利用率が横ばいを見込んでいます。信楽区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

単位：人

信楽区域		令和7年度						令和8年度					
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
(参考) 児童数推計			113		30	30	41		115		29	31	32
①量の見込み (必要利用定員総数)		6	－	107	11	19	32	6	－	109	11	20	25
需要率 (%)		5.3	－	94.7	36.7	63.3	78.0	5.2	－	94.8	37.9	64.5	78.1
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	12	－	117	15	26	38	12	－	117	12	27	26
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	12	－	117	15	26	38	12	－	117	12	27	26
②－①		6	－	10	4	7	6	6	－	8	1	7	1

信楽区域		令和9年度						令和10年度							
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定				
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳		
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要				
(参考) 児童数推計		102				27	30	32	105				27	28	31
①量の見込み（必要利用定員総数）		6	－	96	10	19	25	6	－	99	10	18	25		
需要率（％）		5.9	－	94.1	37.0	63.3	78.1	5.7	－	94.3	37.0	64.3	80.6		
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	12	－	102	12	27	26	12	－	102	12	27	26		
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0		
	提供量合計	12	－	102	12	27	26	12	－	102	12	27	26		
②－①		6	－	6	2	8	1	6	－	3	2	9	1		

信楽区域		令和11年度					
		1号認定 3～5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計			94		25	28	29
①量の見込み(必要利用定員総数)		5	－	89	9	18	23
需要率(%)		5.3	－	94.7	36.0	64.3	79.3
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	12	－	100	12	27	26
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	0	0	0
	提供量合計	12	－	100	12	27	26
②-①		7	－	11	3	9	3

⑥全市【参考】

単位：人

市全域		令和7年度						令和8年度					
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
(参考) 児童数推計		1,851		528	502	594	1,839		518	547	506		
①量の見込み（必要利用定員総数）		193	－	1,606	223	283	411	185	－	1,603	237	309	348
需要率（％）		10.4	－	86.8	42.2	56.4	69.2	9.5	－	82.7	45.8	56.5	68.8
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	214	－	1,765	206	298	368	214	－	1,765	196	295	355
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	41	63	81	0	－	0	55	69	58
	提供量合計	214	－	1,765	247	361	449	214	－	1,765	251	364	413
②－①		21	－	159	24	78	38	29	－	162	14	55	65

市全域		令和9年度					令和10年度						
		1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3－5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
			3－5歳		0歳	1歳	2歳		3－5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要		
(参考) 児童数推計		1,707		507	536	552	1,693		500	525	540		
①量の見込み（必要利用定員総数）		164	－	1,495	251	301	379	157	－	1,488	264	295	370
需要率（％）		9.6	－	87.6	49.5	56.2	68.7	9.3	－	87.9	52.8	56.2	68.5
②確保の内容	特定教育・保育施設 （保育園等）	194	－	1,654	209	292	364	189	－	1,646	226	297	362
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	55	60	54	0	－	0	55	60	54
	提供量合計	194	－	1,654	264	352	418	189	－	1,646	281	357	416
②－①		30	－	159	13	51	39	32	－	158	17	62	46

市全域		令和11年度				
		1号認定 3～5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3～5歳		0歳	1歳
			幼希望	その他	保育必要	
(参考) 児童数推計			1,637		490	517
①量の見込み(必要利用定員総数)		150	－	1,440	277	362
需要率(%)		9.2	－	88.0	56.5	68.4
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園等)	184	－	1,617	240	339
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
	地域型保育等	0	－	0	55	54
	提供量合計	184	－	1,617	295	393
②-①		34	－	177	18	31

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業 全市区域事業

【提供体制・確保方策の考え方】

子育て支援センター（基本型）は利用者支援と地域連携の体制を維持します。

こども家庭センターは全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を担います。

地域子育て相談機関は、子育て世帯に相談支援や情報提供を行いながら、必要に応じてこども家庭センターと連携します。

各区域に1箇所ずつ計5箇所を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	箇所	5	5	5	5	5
	地域子育て相談機関	箇所	5	5	5	5	5
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	箇所	5	5	5	5	5
確保方策	基本型	箇所	5	5	5	5	5
	地域子育て相談機関	箇所	5	5	5	5	5
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	箇所	5	5	5	5	5

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	人	518	507	500	490	480
	妊婦等包括相談支援	相談件数	1,138	1,114	1,100	1,078	1,056
②確保方策	妊婦等包括相談支援	相談件数	1,138	1,114	1,100	1,078	1,056
②-①		相談件数	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【量の見込みの考え方】

推計した将来の子ども人口に、令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が0.8以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で4箇所の施設を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	177	176	171	169	166
②確保方策	実人数	人	177	176	171	169	166
	施設	箇所	4	4	4	4	4
②-①		人	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で1箇所の施設を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	46	44	44	44	40
②確保方策	実人数	人	46	44	44	44	40
	施設	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で1箇所の施設を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	54	50	48	48	44
②確保方策	実人数	人	54	50	48	48	44
	施設	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続した利用が見込まれるため、提供区域内で2箇所の施設を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	105	103	101	99	98
②確保方策	実人数	人	105	103	101	99	98
	施設	箇所	2	2	2	2	2
②-①		人	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

利用見込みの減少が顕著ですが、提供区域内で2箇所の施設を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	23	23	21	21	19
②確保方策	実人数	人	23	23	21	21	19
	施設	箇所	2	2	2	2	2
②-①		人	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	405	396	385	381	367
②確保方策	実人数	人	405	396	385	381	367
	施設	箇所	10	10	10	10	10
②-①		人	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 全市区域事業

特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対し、保護者が負担する日用品等の補足給付を、必要な世帯数確保します。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 全市区域事業

特定教育・保育施設等への民間事業者等の参入を促進し、継続した安心・安全な運営を支援するため、施設等への巡回支援を行うなどの事業を確保します。

(5) 放課後児童健全育成事業

〈放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）〉

【量の見込みの考え方】

実績値から利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が 0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の小学生の児童数に乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

民設民営による整備も検討します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生（6歳）人口推計		人	388	307	344	314	312
2年生（7歳）人口推計		人	345	384	304	341	311
3年生（8歳）人口推計		人	362	345	384	304	341
4年生（9歳）人口推計		人	352	361	344	383	303
5年生（10歳）人口推計		人	352	353	362	345	384
6年生（11歳）人口推計		人	408	353	354	363	346
①量の見込み	1年生（6歳）	人	241	206	247	241	254
	2年生（7歳）	人	165	184	145	163	149
	3年生（8歳）	人	161	153	171	135	152
	4年生（9歳）	人	98	101	96	107	85
	5年生（10歳）	人	53	53	54	52	58
	6年生（11歳）	人	17	15	15	16	15
	計	人	735	712	728	714	713
②確保方策	登録児童数	人	735	712	728	714	713
	支援単位数	単位	21	21	21	21	21
② - ①		人	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生（6歳）人口推計	人	39	35	28	28	38
2年生（7歳）人口推計	人	33	39	35	28	28
3年生（8歳）人口推計	人	29	33	38	35	28
4年生（9歳）人口推計	人	43	30	34	39	36
5年生（10歳）人口推計	人	41	43	30	34	39
6年生（11歳）人口推計	人	39	42	44	30	35
①量の見込み	1年生（6歳）	人	19	17	14	19
	2年生（7歳）	人	20	26	25	21
	3年生（8歳）	人	13	14	17	15
	4年生（9歳）	人	15	11	12	14
	5年生（10歳）	人	5	5	3	4
	6年生（11歳）	人	3	3	3	2
	計	人	75	76	74	70
②確保方策	登録児童数	人	75	76	74	70
	支援単位数	単位	3	3	3	3
② - ①		人	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生（6歳）人口推計	人	49	67	61	47	63
2年生（7歳）人口推計	人	74	49	68	62	47
3年生（8歳）人口推計	人	75	74	49	68	62
4年生（9歳）人口推計	人	69	75	74	50	69
5年生（10歳）人口推計	人	68	70	76	75	50
6年生（11歳）人口推計	人	54	68	70	76	75
①量の見込み	1年生（6歳）	人	26	35	32	24
	2年生（7歳）	人	37	25	34	31
	3年生（8歳）	人	33	33	22	30
	4年生（9歳）	人	24	26	25	17
	5年生（10歳）	人	14	14	15	15
	6年生（11歳）	人	5	6	6	6
	計	人	139	139	134	123
②確保方策	登録児童数	人	139	139	134	123
	支援単位数	単位	5	5	5	5
② - ①		人	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

民設民営による整備も検討します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生（6歳）人口推計		人	200	176	178	169	161
2年生（7歳）人口推計		人	182	200	177	179	170
3年生（8歳）人口推計		人	208	185	203	181	183
4年生（9歳）人口推計		人	187	210	186	204	183
5年生（10歳）人口推計		人	236	187	210	186	204
6年生（11歳）人口推計		人	212	238	189	212	188
①量の見込み	1年生（6歳）	人	136	123	124	118	112
	2年生（7歳）	人	92	101	89	90	86
	3年生（8歳）	人	101	90	99	88	89
	4年生（9歳）	人	48	54	48	53	47
	5年生（10歳）	人	40	34	38	34	37
	6年生（11歳）	人	13	15	12	13	12
	計	人	430	417	410	396	383
②確保方策	登録児童数	人	430	417	410	396	383
	支援単位数	単位	11	11	11	11	11
② - ①		人	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

利用者の動向を注視し、必要な場合は施設の整備を行います。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生（6歳）人口推計		人	39	39	46	30	42
2年生（7歳）人口推計		人	47	40	40	47	31
3年生（8歳）人口推計		人	56	47	40	40	46
4年生（9歳）人口推計		人	61	56	47	39	39
5年生（10歳）人口推計		人	64	60	55	46	39
6年生（11歳）人口推計		人	55	64	60	55	46
①量の見込み	1年生（6歳）	人	16	16	19	13	18
	2年生（7歳）	人	16	14	14	16	11
	3年生（8歳）	人	16	14	12	12	13
	4年生（9歳）	人	13	12	10	8	8
	5年生（10歳）	人	8	7	7	6	5
	6年生（11歳）	人	4	5	5	4	4
	計	人	73	68	67	59	59
②確保方策	登録児童数	人	73	68	67	59	59
	支援単位数	単位	4	4	4	4	4
② - ①		人	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 年生（6 歳）人口推計		人	715	624	657	588	616
2 年生（7 歳）人口推計		人	681	712	624	657	587
3 年生（8 歳）人口推計		人	730	684	714	628	660
4 年生（9 歳）人口推計		人	712	732	685	715	630
5 年生（10 歳）人口推計		人	761	713	733	686	716
6 年生（11 歳）人口推計		人	768	765	717	736	690
①量の見込み	1 年生（6 歳）	人	373	325	342	307	320
	2 年生（7 歳）	人	329	360	324	351	329
	3 年生（8 歳）	人	272	256	267	236	245
	4 年生（9 歳）	人	189	194	182	188	168
	5 年生（10 歳）	人	120	114	117	110	116
	6 年生（11 歳）	人	50	51	47	48	46
	計	人	1,333	1,300	1,279	1,240	1,224
②確保方策	登録児童数	人	1,333	1,300	1,279	1,240	1,224
	支援単位数	単位	44	44	44	44	44
② - ①		人	0	0	0	0	0

〈放課後子ども教室〉 全市区域事業

【児童クラブ事業及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策】

公民館、学校、児童クラブ、自治振興会などの各事業を一体的に取り組み、放課後子ども教室を通して家庭教育力向上や地域住民とのつながりづくりを含めた事業を実施します。

【小学校の余裕教室等の児童クラブ事業及び放課後子ども教室への活動に関する具体的な方策】

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を含め、甲賀市学校開放条例ならびに甲賀市余裕教室ガイドラインに基づき自治振興会事業や公民館事業などにより、学校施設を活用した子ども教室を実施します。

■放課後子ども教室の整備

項目	令和 6 年度	令和 11 年度	小学校区
小学校区数	8	15	未定
開設教室数	週 50	週 50	未定
一体型教室	0	0	未定

※開催する小学校区は、公民館事業の実施状況、コミュニティ・スクールなどの設立状況や自治振興会の意思などにより変動するため、未定とします。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

全市区域事業

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が0.8 以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の子どもの人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

受け入れ施設を確保し、事業を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	47	52	56	60	64
②確保方策	人日	47	52	56	60	64
②-①	人日	0	0	0	0	0

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

全市区域事業

【量の見込みの考え方】

将来の0歳人口のいる家庭すべてに対して、実施することを見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

訪問率を高めるため、関係機関と連携し、事業の周知啓発活動を充実します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳人口推計	人	528	518	507	500	490
①量の見込み	人	528	518	507	500	490
②確保方策	人	528	518	507	500	490
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(8) 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等
に対する支援に資する事業（育児支援家庭訪問事業、子ども家庭
支援ネットワーク協議会） **全市区域事業**

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）の最大利用率
を、将来の0～5歳の人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

養育支援が必要なケースの掘り起こしを行い、早期の対応を図るため他課との連携体制を整
備します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	訪問世帯	世帯	19	18	18	18	17
	訪問世帯	回	285	270	270	270	255
②確保方策	訪問世帯	回	285	270	270	270	255

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向に
ある場合は回帰式（ R^2 値が0.8以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ
以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の0～5歳の人口に乗じて算出してい
ます。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日/月	717	801	864	935	1,003
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日/月	199	190	189	187	172
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日/月	434	406	385	385	359
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日/月	988	1,126	1,251	1,380	1,515
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日/月	346	364	364	391	386
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

⑥全市【参考】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日/月	2,684	2,887	3,053	3,278	3,435
確保方策	箇所	5	5	5	5	5

(10) 一時預かり事業（一時預かり保育事業、認定こども園（短時部） における預かり保育事業）

〈認定こども園（短時部）での預かり保育〉

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が0.8以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の3～5歳の人口に乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内で一定の施設を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2,632	2,643	2,481	2,449	2,406
②確保方策	実人数	人日	2,632	2,643	2,481	2,449
	支援単位数	箇所	4	4	4	4
② - ①	人日	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内1箇所の施設を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	3	3	3	3	3
②確保方策	実人数	人日	3	3	3	3
	支援単位数	箇所	1	1	1	1
② - ①	人日	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内で一定の施設を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	13	13	11	11	10
②確保方策	実人数	人日	13	11	11	10
	支援単位数	箇所	2	2	2	2
② - ①	人日	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向での推移を見込んでいますが、子育てのための施設等利用給付の制度を踏まえ、一定の確保を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	4,000	3,881	3,587	3,500	3,468
②確保方策	実人数	人日	4,000	3,587	3,500	3,468
	支援単位数	箇所	2	2	2	2
② - ①	人日	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（認定こども園（短時部）の園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内1箇所の施設を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2	3	2	2	2
②確保方策	実人数	人日	2	2	2	2
	支援単位数	箇所	1	1	1	1
② - ①	人日	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	6,650	6,543	6,084	5,965	5,889
②確保方策	実人数	人日	6,650	6,084	5,965	5,889
	支援単位数	箇所	10	10	10	10
② - ①	人日	0	0	0	0	0

〈認定こども園（短時部）以外での一時預かり保育〉

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が0.8以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の0～5歳の人口に乗じて算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内2箇所の施設を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	933	927	901	887	872
②確保方策	実人数	933	927	901	887	872
	施設数	2	2	2	2	2
② - ①	人日	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内1箇所の施設を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	129	123	122	121	111
②確保方策	実人数	129	123	122	121	111
	施設数	1	1	1	1	1
② - ①	人日	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内1箇所の施設を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	217	204	193	193	180
②確保方策	実人数	217	204	193	193	180
	施設数	1	1	1	1	1
② - ①	人日	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内3箇所の施設を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人日	455	446	434	427	422
②確保方策	実人数	人日	455	446	434	427	422
	施設数	箇所	3	3	3	3	3
② - ①		人日	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、無償化による利用者の増加のため、提供区域内1箇所の施設を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人日	150	146	134	134	124
②確保方策	実人数	人日	150	146	134	134	124
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
② - ①		人日	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人日	1,884	1,846	1,784	1,762	1,709
②確保方策	実人数	人日	1,884	1,846	1,784	1,762	1,709
	施設数	箇所	8	8	8	8	8
② - ①		人日	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業、体調不良型事業）

全市区域事業

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が0.8以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の子どもの人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

病後児保育を継続するとともに、病児保育を実施します。

体調不良型については、特定教育・保育施設における看護師等の配置を促進し、確保に努めます。

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	病児・病後児保育	人日	285	333	378	423	463
②確保方策	病児病後児保育	人日	285	333	378	423	463
		箇所	1	1	1	1	1
	病児保育（体調不良型）	箇所	12	12	12	12	12
② - ①		人日	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

全市区域事業

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の利用率（年齢別人口に対する、会員数の割合）が増加傾向にある場合は回帰式（ R^2 値が0.8以上の場合）を利用し、減少傾向にある場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方の利用率を、将来の子どもの人口に乗じて算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

新規会員の確保に向け、事業の周知啓発活動を充実します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	会員数	人	259	280	300	320	337
②確保方策		人	259	280	300	320	337
②-①		人	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健康診査事業（妊婦健康診査事業）

全市区域事業

【量の見込みの考え方】

将来の0歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

丁寧な説明に努め、確実な実施につなげます。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳人口推計		人	528	518	507	500	490
①量の見込み	受診券配布人数	人	550	540	530	520	510
	受診件数	件	7,392	7,252	7,098	7,000	6,860
②確保方策	受診券配布人数	人	550	540	520	520	510
②-①		人	0	0	0	0	0

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【現状】

甲賀市においては、令和6年度時点で未実施の事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、実施に向けて検討するとともに、中間見直しの時点で量の見込みと確保方策を設定します。

(15) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【現状】

甲賀市においては、令和6年度時点で未実施の事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、実施に向けて検討するとともに、中間見直しの時点で量の見込みと確保方策を設定します。

(16) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【現状】

甲賀市においては、令和6年度時点で未実施の事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、実施に向けて検討するとともに、中間見直しの時点で量の見込みと確保方策を設定します。

(17) 産後ケア事業 全市区域事業

【概要】

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	短期入所	人日	60	60	70	70	70
	通所	人日	20	20	20	20	20
	訪問	人日	30	30	30	30	30
	計	人日	110	110	120	120	120
②確保方策	短期入所	人日	60	60	70	70	70
	通所	人日	20	20	20	20	20
	訪問	人日	30	30	30	30	30
	計	人日	110	110	120	120	120
②-①		人日	0	0	0	0	0

(18) こども誰でも通園制度

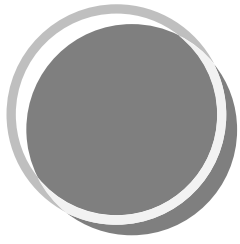
【概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として、0歳～2歳までの未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【量の見込みと確保方策】

令和8年度からの給付制度化に向けて、量の見込みと確保方策を設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	-	43	43	43	43
②確保方策	実人数	人	-	43	43	43	43
	施設数	箇所	-	7	7	7	7
② - ①		人	-	0	0	0	0



資料編

1 甲賀市子ども・子育て応援団会議の概要

(1) 甲賀市子ども・子育て応援団会議条例

(目的)

第1条 本市の未来を担う一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策（以下「子ども応援施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市子ども・子育て応援団会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 関係教育機関の職員
- (7) 市長が指名する職員
- (8) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て応援団支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、関係機関の意見を踏まえながら協議及び検討を行う。

- (1) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 行政・教育機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所管するこども政策部子育て政策課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年8月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この告示の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則（平成30年告示第56号）

この告示は、告示の日から施行する。

(3) 甲賀市子ども・子育て応援団会議及び甲賀市子ども・子育て
応援団支援事業計画策定検討委員会 委員名簿

【第6期① 令和5年7月1日～令和6年6月30日】

※敬称略

No.	委員区分		氏名	所属
1	第1号	学識経験者	奥 田 援 史	滋賀大学大学院教育学研究科
2	第2号	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	林 善 彦	甲賀市社会福祉協議会
3			宮 治 一 幸	NPO法人わくわくキッズ（児童クラブ）
4			鹿 田 由 香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第3号	関係団体を代表する者	田 中 直 人	甲賀湖南医師会
6			島 田 繁 吉	甲賀市青少年育成市民会議
7			上 田 雅 子	甲賀市健康推進連絡協議会
8			吉 川 徹	甲賀市商工会
9			富 岡 正 義	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会
10	第4号	子どもの保護者	堀 井 洋 明	甲賀市PTA連絡協議会
11			津 野 知 子	保育園保護者会（幼稚園PTA・保育園保護者会）
12	第5号	行政・教育機関の職員	松 原 峰 生	甲賀健康福祉事務所所長
13			静 永 賢 瑞	私立幼稚園・保育園
14			木 村 健 二	小学校校長会
15			乾 齊 司	中学校校長会
16	第6号	その他市長が認める者	島 田 千 佳	甲賀人権擁護委員協議会
17			田 中 稔	ゆうゆう甲賀クラブ
18			西 田 喜 代 子	ひとり親家庭福祉の会

【第6期② 令和6年7月1日～令和7年6月30日】

※敬称略

No.	委員区分		氏名	所属
1	第1号	学識経験者	奥 田 援 史	滋賀大学大学院教育学研究科
2	第2号	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	林 善 彦	甲賀市社会福祉協議会
3			宮 治 一 幸	NPO法人わくわくキッズ（児童クラブ）
4			鹿 田 由 香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第3号	関係団体を代表する者	田 中 直 人	甲賀湖南医師会
6			島 田 繁 吉	甲賀市青少年育成市民会議
7			木 田 豊 子	甲賀市健康推進連絡協議会
8			吉 川 徹	甲賀市商工会
9			富 岡 正 義	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会
10	第4号	子どもの保護者	北 村 俊 文	甲賀市PTA連絡協議会
11			津 野 知 子	保育園保護者会（幼稚園PTA・保育園保護者会）
12	第5号	行政・教育機関の職員	松 原 峰 生	甲賀健康福祉事務所所長
13			静 永 賢 瑞	私立幼稚園・保育園
14			中 嶋 政 二	小学校校長会
15			中 條 克 彦	中学校校長会
16	第6号	その他市長が認める者	島 田 千 佳	甲賀人権擁護委員協議会
17			田 中 稔	ゆうゆう甲賀クラブ
18			西 田 喜 代 子	ひとり親家庭福祉の会

(4) 甲賀市子ども・子育て応援団会議及び甲賀市子ども・子育て
応援団支援事業計画策定検討委員会における策定経過

①令和5年度

	年月日	審 議 内 容
第1回	5.10.11	<議事> (1) 子ども・子育て応援団支援事業計画の進捗について (2) 第3期計画の策定について
第2回	6.1.31	<議事> (1) 第3期計画の策定方針について (2) アンケート調査の項目について

②令和6年度

	年月日	審 議 内 容
第1回	6.7.2	<議事> (1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の進捗について (2) アンケート調査結果（速報版）について (3) 第3期計画のたたき台について (4) 子育て支援施設整備方針に係る策定方針について
検討 委員会	6.8.8	<議事> (1) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の課題検討について
第2回	6.9.24	<議事> (1) 第3期計画のたたき台について (2) 子育て支援施設整備方針について
第3回	6.10.29	<議事> (1) 第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画（素案）について (2) 甲賀市子育て支援施設整備方針（素案）について
第4回	6.11.19	<議事> (1) 第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画（素案）について

2 アンケート調査

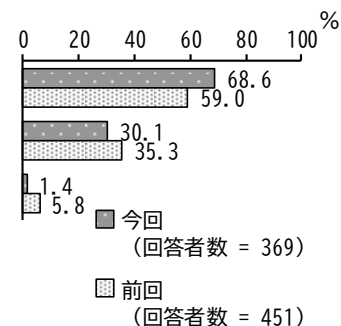
(1) アンケート調査の主な結果

① 定期的な教育・保育事業の利用【就学前児童保護者】

「利用している」の割合が 68.6%、「利用していない」の割合が 30.1%となっています。

前回と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

利用している
利用していない
無回答

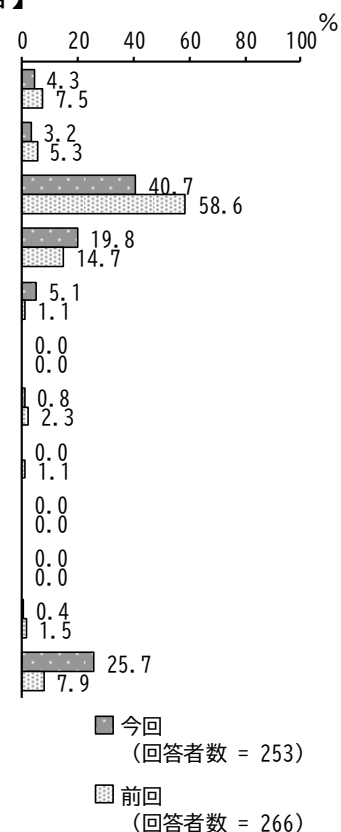


② 利用している定期的な教育・保育事業【就学前児童保護者】

「保育園」の割合が 40.7%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が 19.8%となっています。

前回と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「保育園」の割合が減少しています。

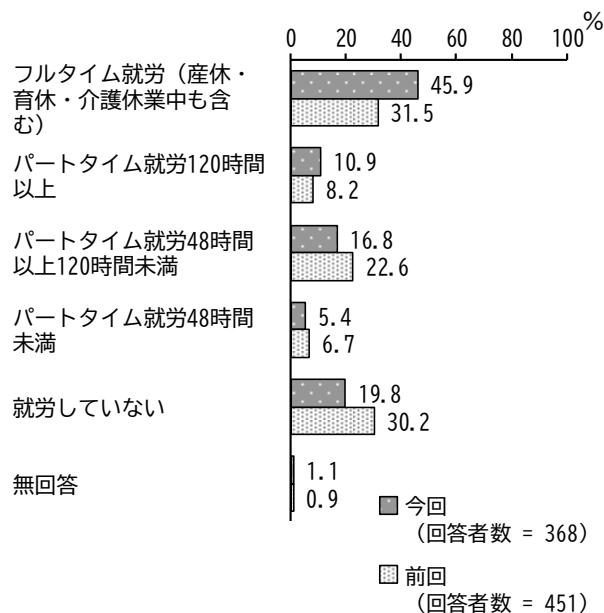
幼稚園（預かり保育の利用なし）
幼稚園（預かり保育を定期的に利用）
保育園
認定こども園
小規模保育事業所
家庭的保育事業所
事業所内保育施設
その他の認可外の保育施設
居宅訪問型保育
ファミリーサポートセンター
その他
無回答



③ 母親の現在の就労状況【就学前児童保護者】

「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中も含む）」の割合が 45.9%と最も高く、次いで「就労していない」の割合が 19.8%、「パートタイム就労 48 時間以上 120 時間未満」の割合が 16.8%となっています。

前回と比較すると、「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中も含む）」の割合が増加しています。一方、「パートタイム就労 48 時間以上 120 時間未満」「就労していない」の割合が減少しています。

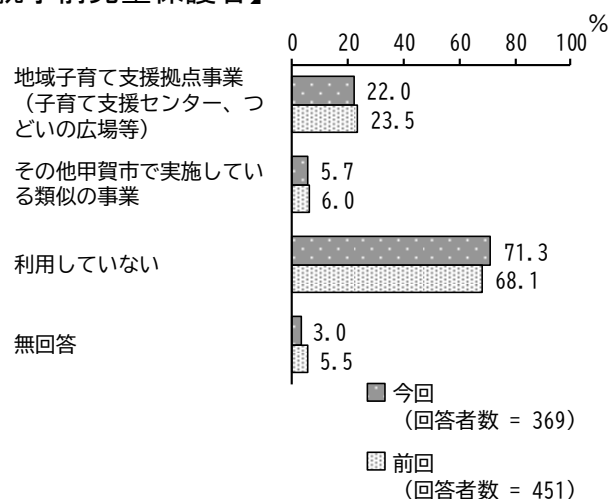


※前回調査では、「パートタイム就労 120 時間以上」の選択肢は「パートタイム就労就業時間：月当たり 120 時間以上」、「パートタイム就労 48 時間以上 120 時間未満」の選択肢は「パートタイム就労就業時間：月当たり 48 時間以上 120 時間未満」、「パートタイム就労 48 時間未満」の選択肢は「パートタイム就労就業時間：月当たり 48 時間未満」となっていました。

④ 地域子育て支援拠点事業の利用状況【就学前児童保護者】

「利用していない」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場等）」の割合が 22.0%となっています。

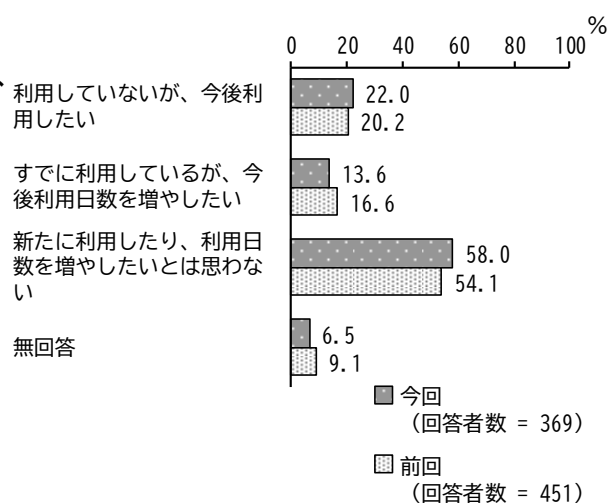
前回と比較すると、大きな変化はみられません。



⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用希望【就学前児童保護者】

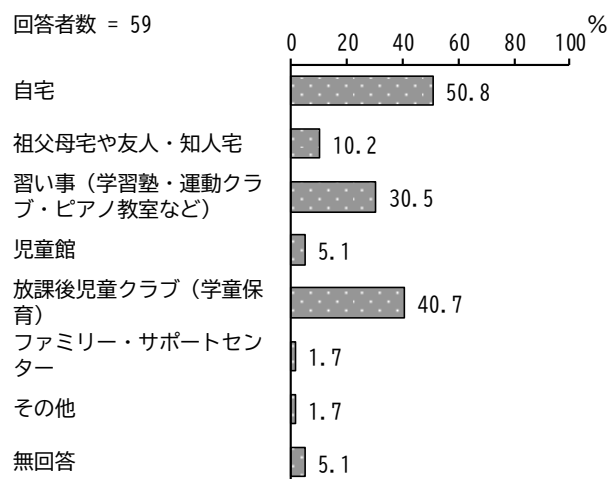
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が58.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が22.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が13.6%となっています。

前回と比較すると、大きな変化はみられません。



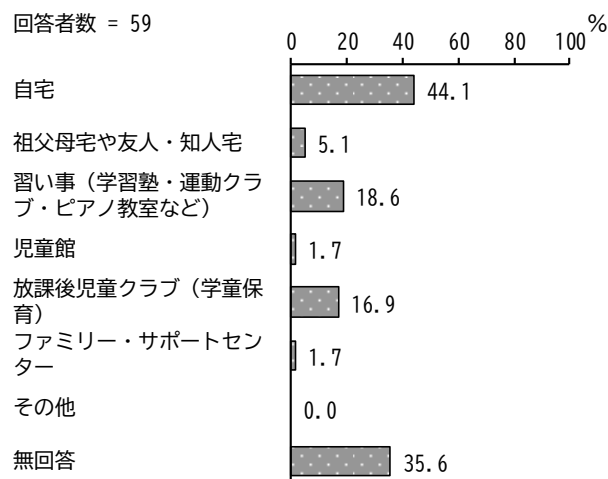
⑥ 小学校低学年のうち放課後の時間を過ごさせたい場所【就学前児童保護者】

「自宅」の割合が50.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が40.7%、「習い事（学習塾・運動クラブ・ピアノ教室など）」の割合が30.5%となっています。



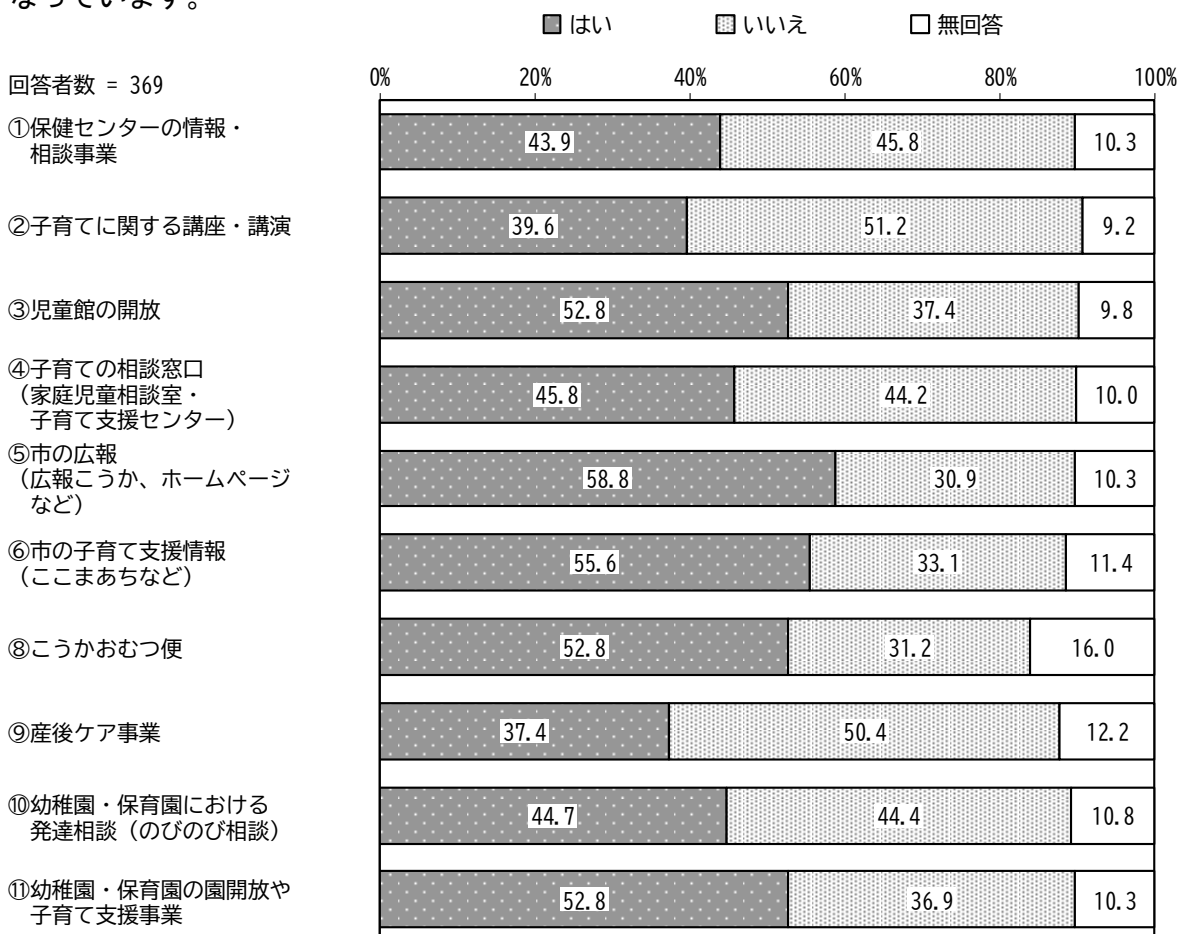
⑦ 小学校高学年のうち放課後の時間を過ごさせたい場所【就学前児童保護者】

「自宅」の割合が44.1%と最も高く、次いで「習い事（学習塾・運動クラブ・ピアノ教室など）」の割合が18.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が16.9%となっています。



⑧ 今後利用したい事業【就学前児童保護者】

『②子育てに関する講座・講演』、『⑨産後ケア事業』で「いいえ」の割合が高くなっています。一方、『⑤市の広報（広報こうか、ホームページなど）』で「はい」の割合が高くなっています。



⑨ 子育てをするうえで、気軽に相談できる人、場所の有無

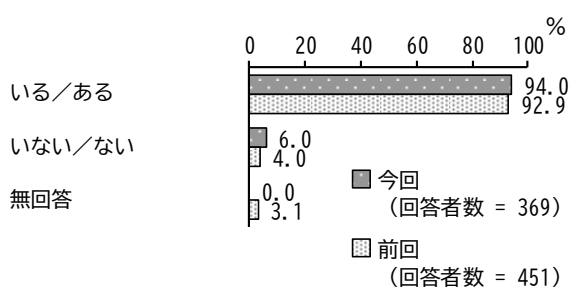
就学前児童保護者では、「いる／ある」の割合が94.0%、「いない／ない」の割合が6.0%となっています。

前回と比較すると、大きな変化はみられません。

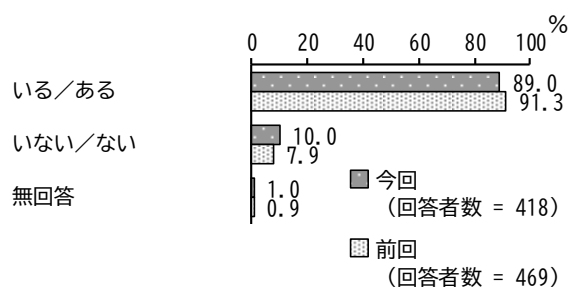
就学児童保護者では、「いる／ある」の割合が89.0%、「いない／ない」の割合が10.0%となっています。

前回と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



⑩ 子育てや教育に関するサークルなど、子どもに関する活動に参加状況

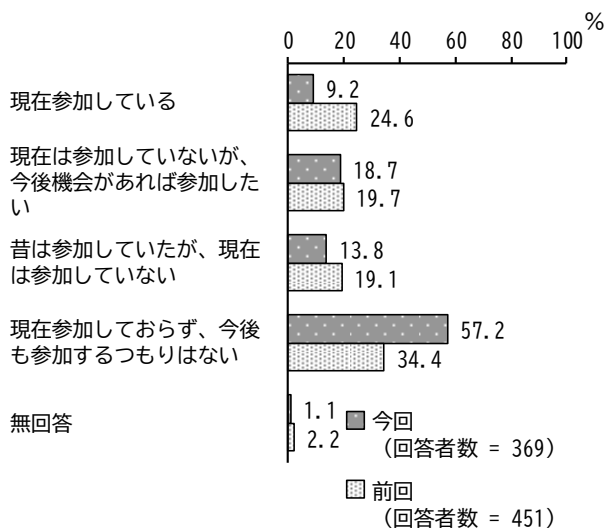
就学前児童保護者では、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が57.2%と最も高く、次いで「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」の割合が18.7%、「昔は参加していたが、現在は参加していない」の割合が13.8%となっています。

前回と比較すると、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が増加しています。一方、「現在参加している」「昔は参加していたが、現在は参加していない」の割合が減少しています。

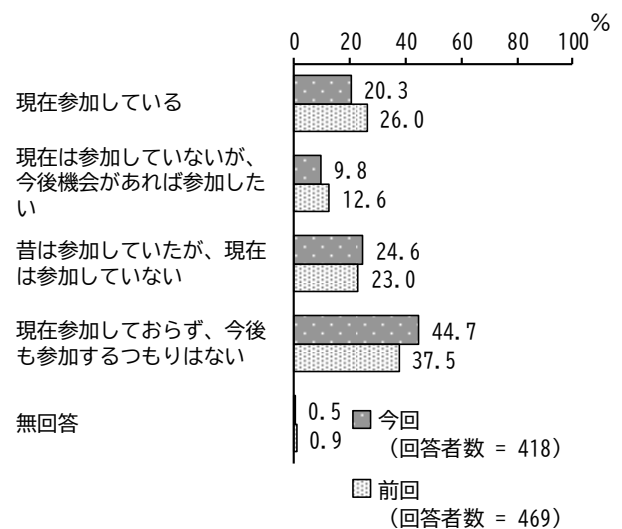
就学児童保護者では、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が44.7%と最も高く、次いで「昔は参加していたが、現在は参加していない」の割合が24.6%、「現在参加している」の割合が20.3%となっています。

前回と比較すると、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が増加しています。一方、「現在参加している」の割合が減少しています。

【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



⑪ 地域での活動を行ううえで、必要な行政からの支援

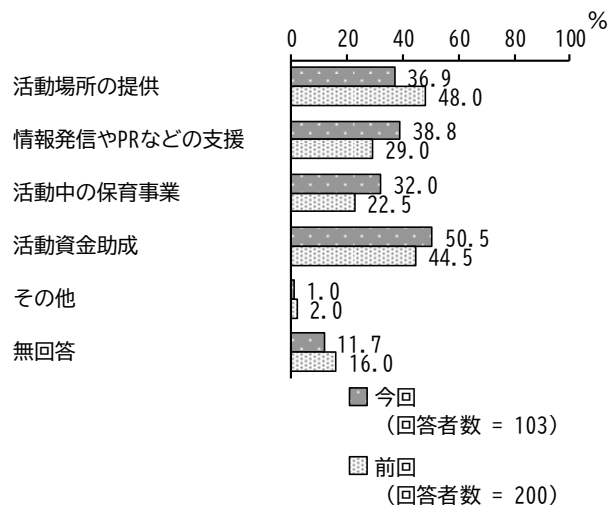
就学前児童保護者では、「活動資金助成」の割合が 50.5%と最も高く、次いで「情報発信や PR などの支援」の割合が 38.8%、「活動場所の提供」の割合が 36.9%となっています。

前回と比較すると、「情報発信や PR などの支援」「活動中の保育事業」「活動資金助成」の割合が増加しています。一方、「活動場所の提供」の割合が減少しています。

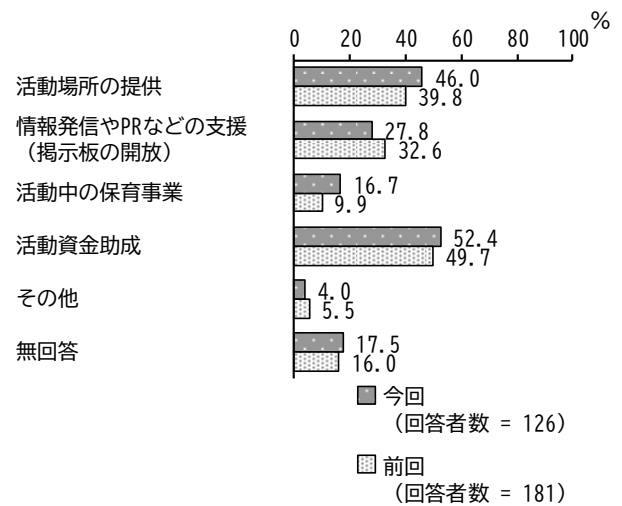
就学児童保護者では、「活動資金助成」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「活動場所の提供」の割合が 46.0%、「情報発信や PR などの支援（掲示板の開放）」の割合が 27.8%となっています。

前回と比較すると、「活動場所の提供」「活動中の保育事業」の割合が増加しています。

【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



※前回調査では、「情報発信や PR などの支援」の選択肢は「情報発信や PR などの支援（掲示板の開放）」となっていました。

⑫ 身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことができる場について、感じていること

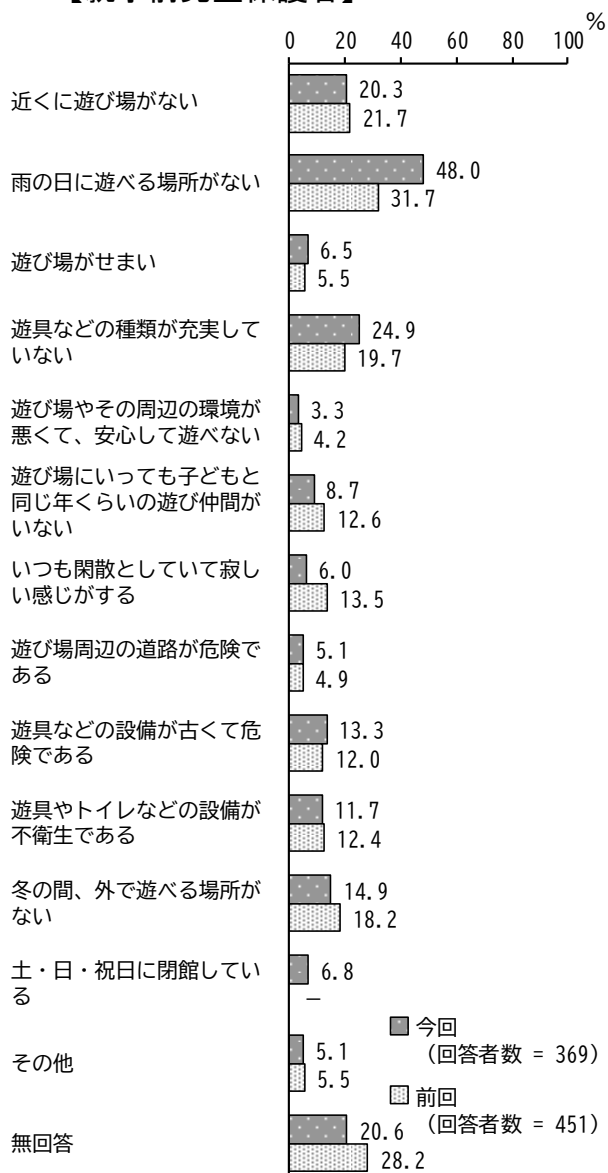
就学前児童保護者では、「雨の日に遊べる場所がない」の割合が 48.0%と最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」の割合が 24.9%、「近くに遊び場がない」の割合が 20.3%となっています。

前回と比較すると、「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」の割合が増加しています。一方、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」の割合が減少しています。

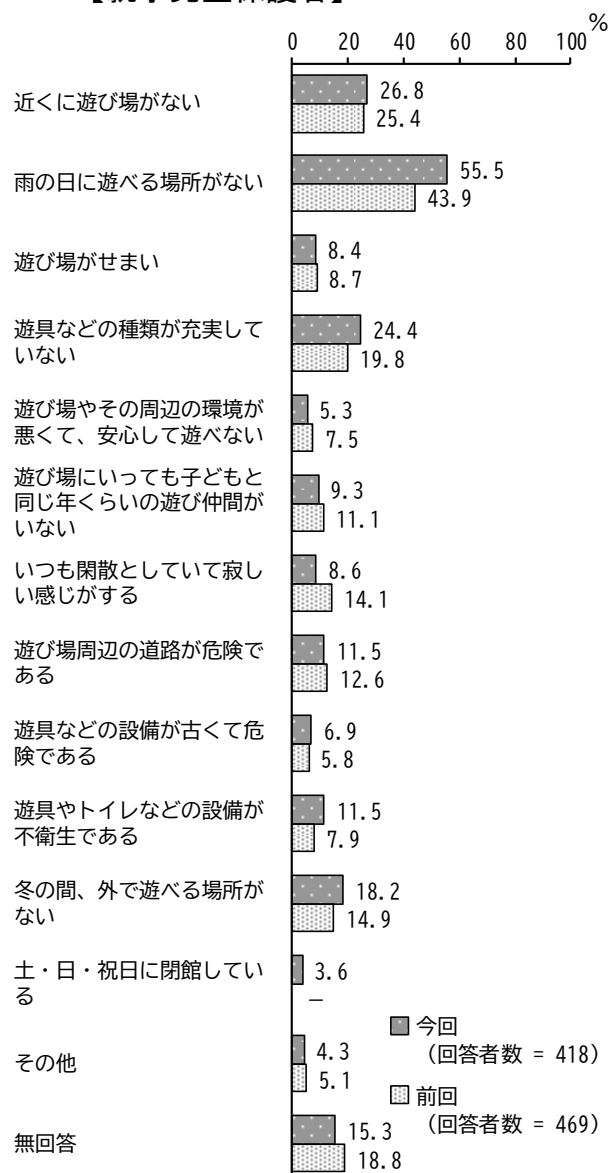
就学児童保護者では、「雨の日に遊べる場所がない」の割合が 55.5%と最も高く、次いで「近くに遊び場がない」の割合が 26.8%、「遊具などの種類が充実していない」の割合が 24.4%となっています。

前回と比較すると、「雨の日に遊べる場所がない」の割合が増加しています。一方、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」の割合が減少しています。

【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



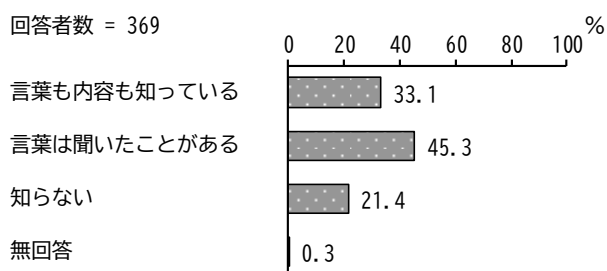
※前回調査では、「土・日・祝日に閉館している」の選択肢はありませんでした。

⑬ 「子どもの権利」の認知度

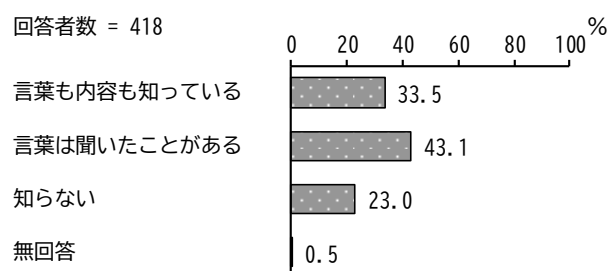
就学前児童保護者では、「言葉は聞いたことがある」の割合が 45.3%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合が 33.1%、「知らない」の割合が 21.4%となっています。

就学児童保護者では、「言葉は聞いたことがある」の割合が 43.1%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合が 33.5%、「知らない」の割合が 23.0%となっています。

【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



⑭ しつけのためにたたくなどの行為の必要性の有無

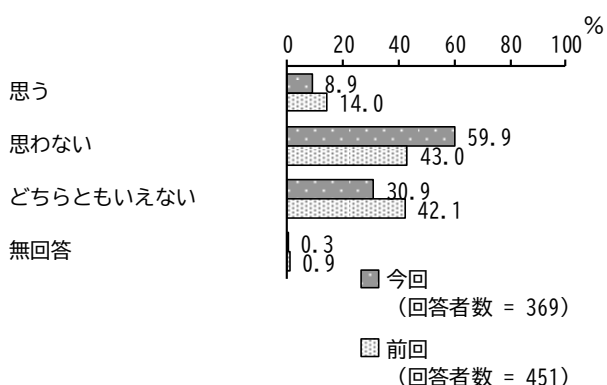
就学前児童保護者では、「思わない」の割合が 59.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 30.9%となっています。

前回と比較すると、「思わない」の割合が増加しています。一方、「思う」「どちらともいえない」の割合が減少しています。

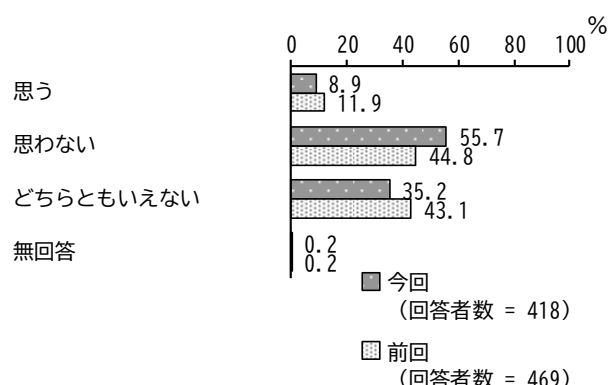
就学児童保護者では、「思わない」の割合が 55.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 35.2%となっています。

前回と比較すると、「思わない」の割合が増加しています。一方、「どちらともいえない」の割合が減少しています。

【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



⑮ 育児休業の取得状況【就学前児童保護者】

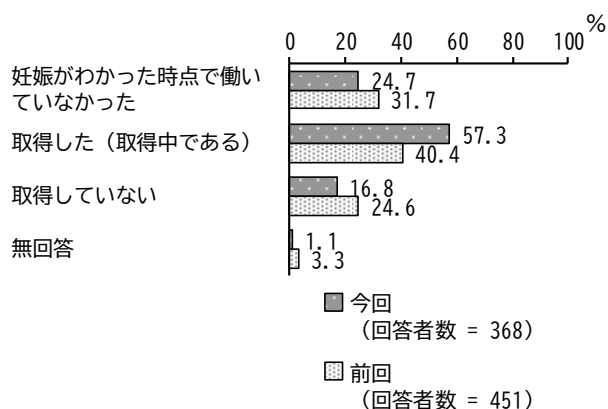
母親では、「取得した（取得中である）」の割合が57.3%と最も高く、次いで「妊娠がわかった時点で働いていなかった」の割合が24.7%、「取得していない」の割合が16.8%となっています。

前回と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「妊娠がわかった時点で働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。

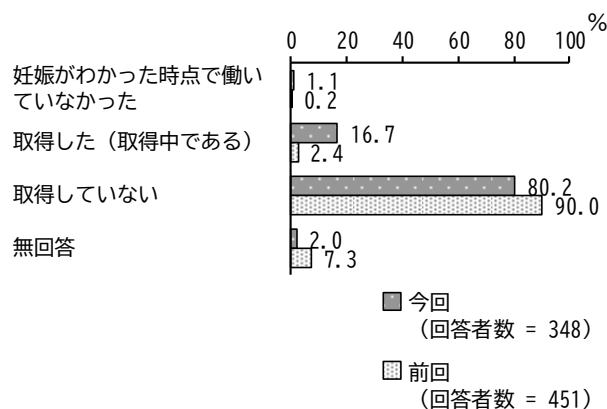
父親では、「取得していない」の割合が80.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が16.7%となっています。

前回と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

【母親】



【父親】



育児休業を取得していない理由（いくつでも）

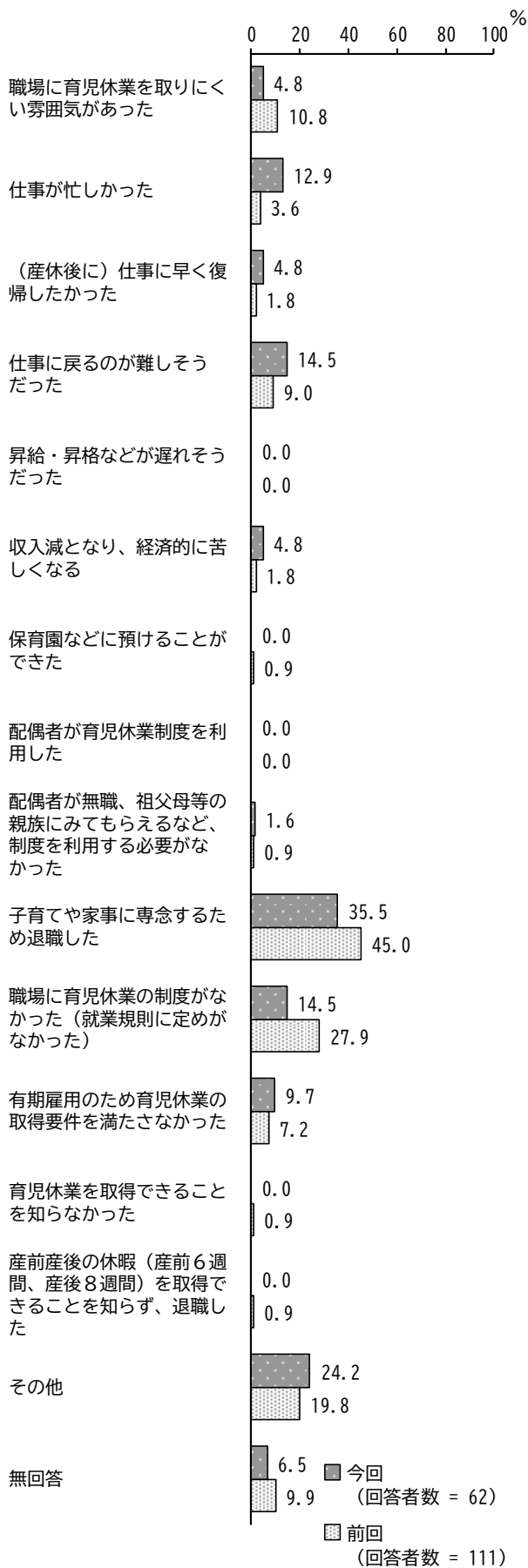
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が35.5%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が14.5%となっています。

前回と比較すると、「仕事が忙しかった」「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

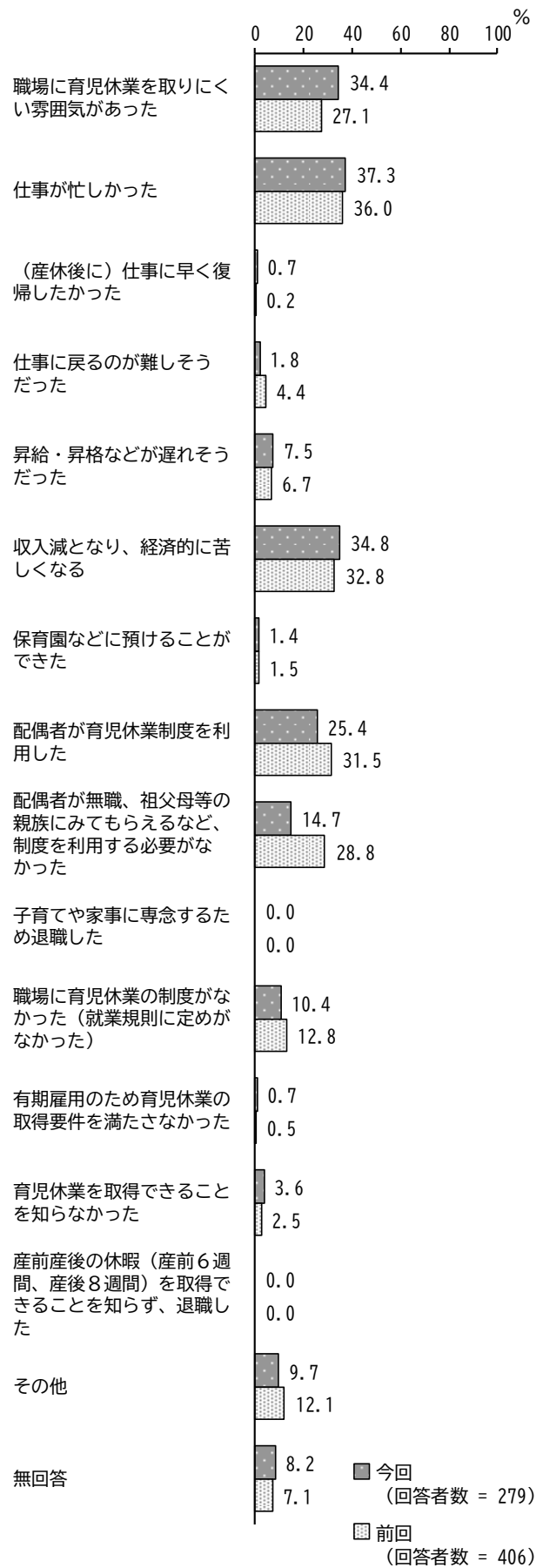
父親では、「仕事が忙しかった」の割合が37.3%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が34.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が34.4%となっています。

前回と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が育児休業制度を利用した」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

【母親】



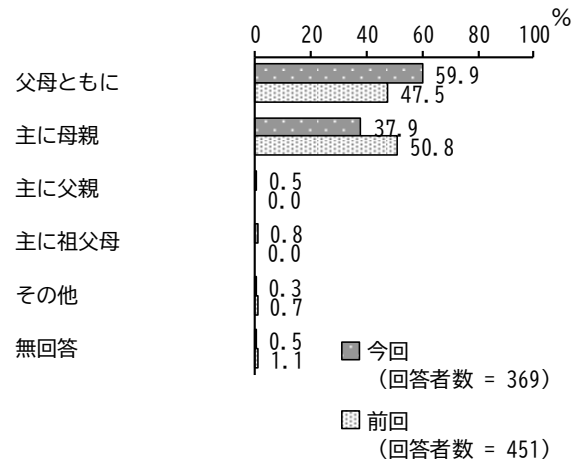
【父親】



⑩ 子育て（教育を含む）を主に行っている人【就学前児童保護者】

「父母ともに」の割合が59.9%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が37.9%となっています。

前回と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。



⑪ 1日あたりにお子さんと一緒に過ごす時間【就学前児童保護者】

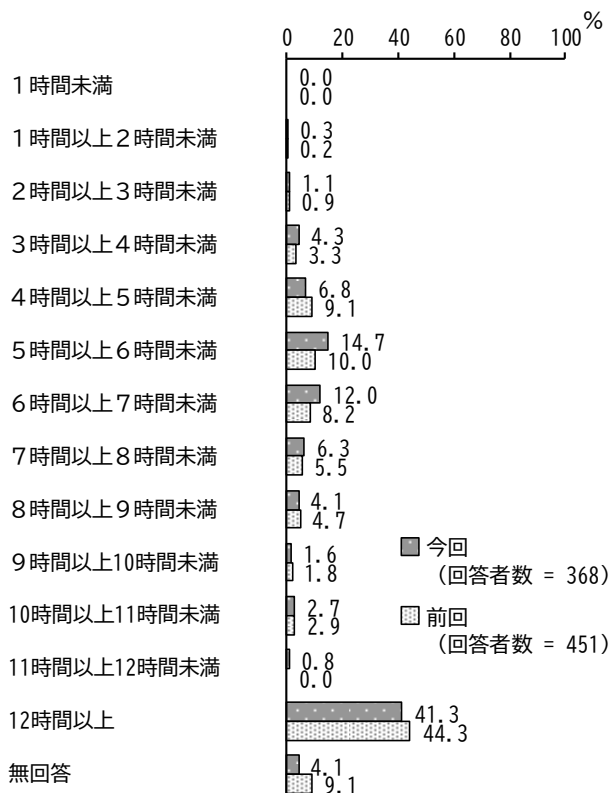
母親では、「12時間以上」の割合が41.3%と最も高く、次いで「5時間以上6時間未満」の割合が14.7%、「6時間以上7時間未満」の割合が12.0%となっています。

前回と比較すると、大きな変化はみられません。

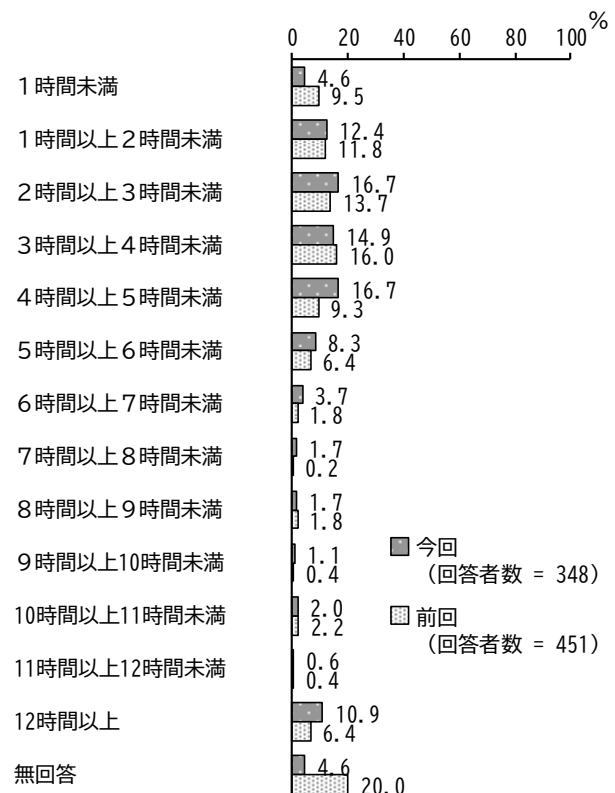
父親では、「2時間以上3時間未満」、「4時間以上5時間未満」の割合が16.7%と最も高く、次いで「3時間以上4時間未満」の割合が14.9%となっています。

前回と比較すると、「4時間以上5時間未満」の割合が増加しています。

【母親】



【父親】



その時間は十分だと思うか

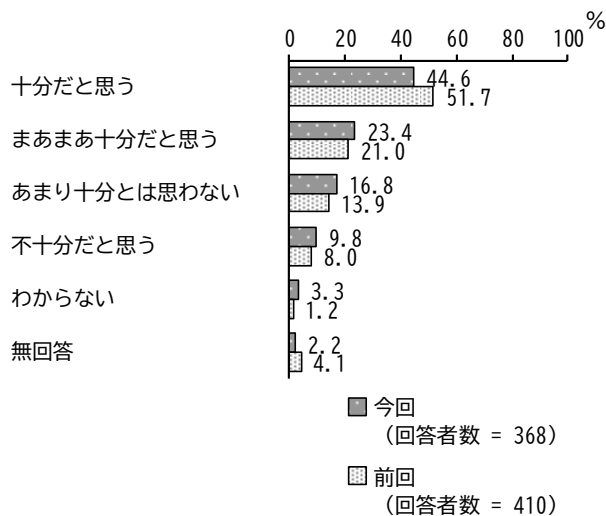
母親では、「十分だと思う」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「まあまあ十分だと思う」の割合が 23.4%、「あまり十分とは思わない」の割合が 16.8%となっています。

前回と比較すると、「十分だと思う」の割合が減少しています。

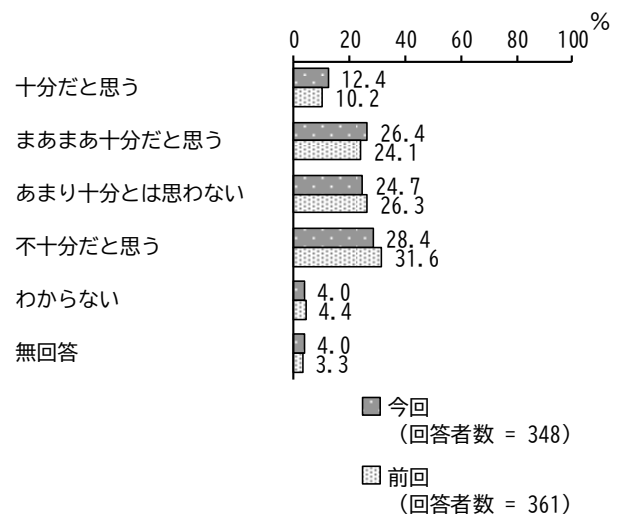
父親では、「不十分だと思う」の割合が 28.4%と最も高く、次いで「まあまあ十分だと思う」の割合が 26.4%、「あまり十分とは思わない」の割合が 24.7%となっています。

前回と比較すると、大きな変化はみられません。

【母親】



【父親】



⑮ 子育てについて、悩んでいることや気になること【就学前児童保護者】

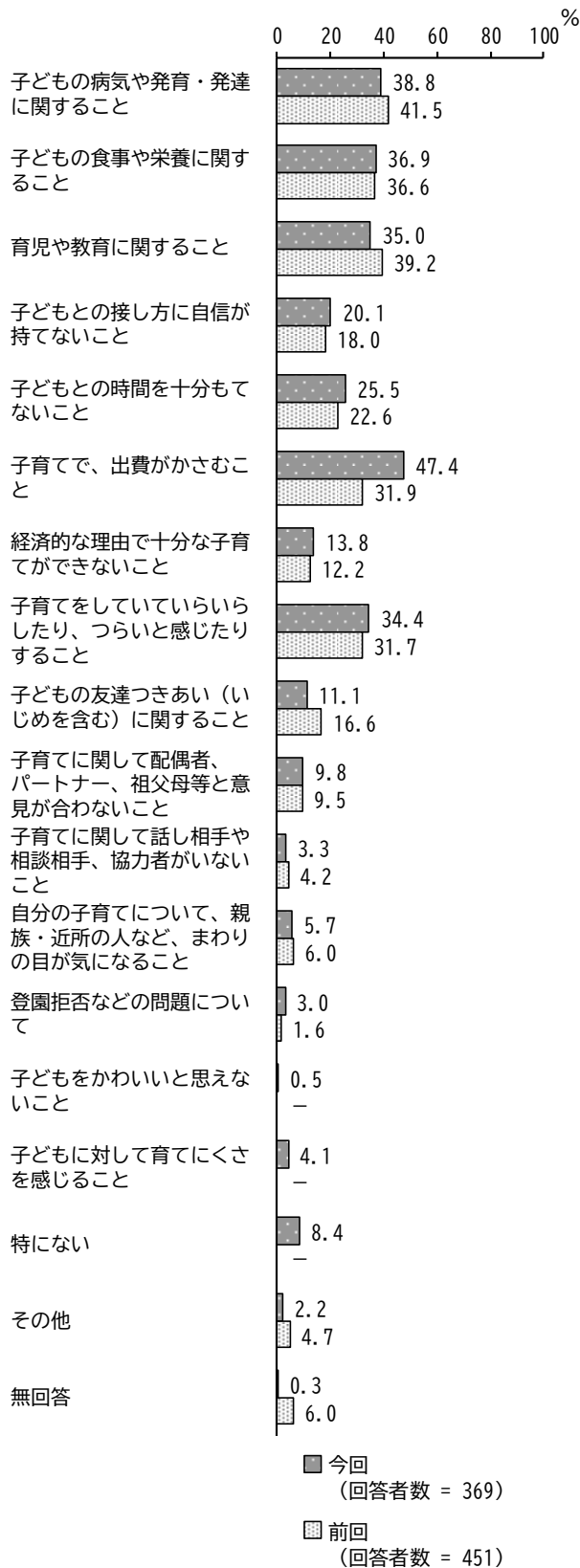
就学前児童保護者では、「子育てで、出費がかさむこと」の割合が 47.4%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が 38.8%、「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が 36.9%となっています。

前回と比較すると、「子育てで、出費がかさむこと」の割合が増加しています。一方、「子どもの友達つきあい（いじめを含む）に関すること」の割合が減少しています。

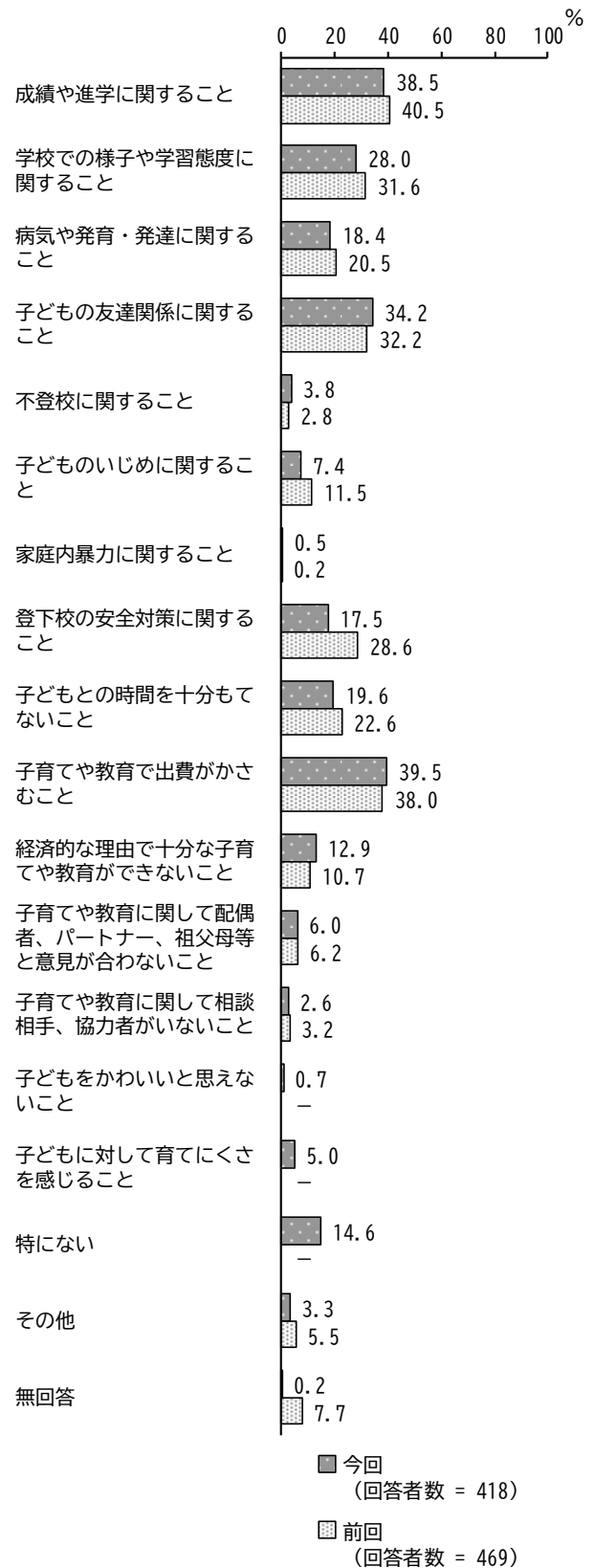
就学児童保護者では、「子育てや教育で出費がかさむこと」の割合が 39.5%と最も高く、次いで「成績や進学に関すること」の割合が 38.5%、「子どもの友達関係に関すること」の割合が 34.2%となっています。

前回と比較すると、「登下校の安全対策に関すること」の割合が減少しています。

【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



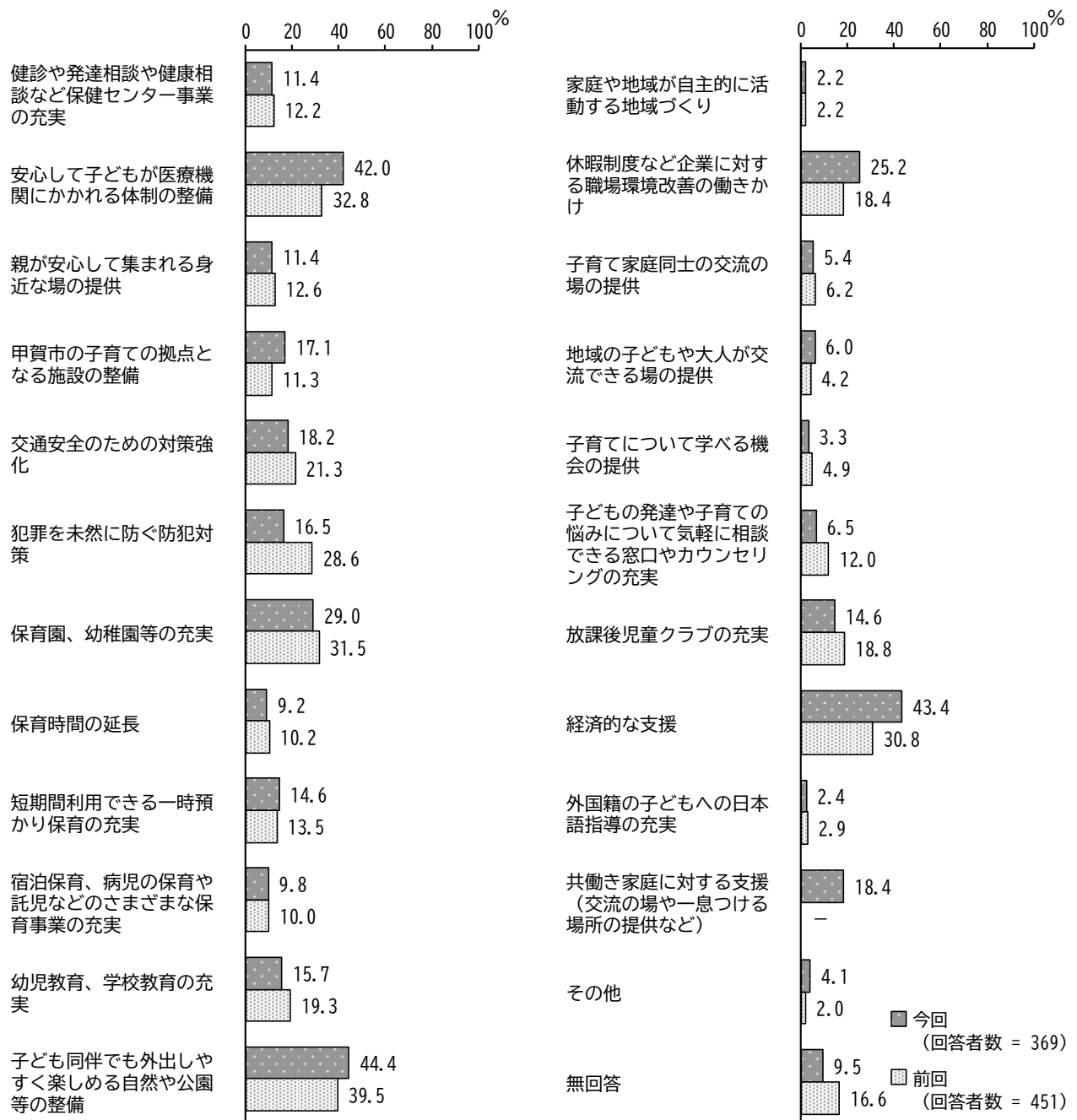
※前回調査では、「子どもをかわいいと思えないこと」「子どもに対して育てにくさを感じること」「特にない」の選択肢はありませんでした。

⑬ 甲賀市の子育て支援において今後重要と思うこと

就学前児童保護者では、「子ども同伴でも外出しやすく楽しめる自然や公園等の整備」の割合が44.4%と最も高く、次いで「経済的な支援」の割合が43.4%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」の割合が42.0%となっています。

前回と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」「甲賀市の子育ての拠点となる施設の整備」「休暇制度など企業に対する職場環境改善の働きかけ」「経済的な支援」の割合が増加しています。一方、「犯罪を未然に防ぐ防犯対策」「子どもの発達や子育ての悩みについて気軽に相談できる窓口やカウンセリングの充実」の割合が減少しています。

【就学前児童保護者】

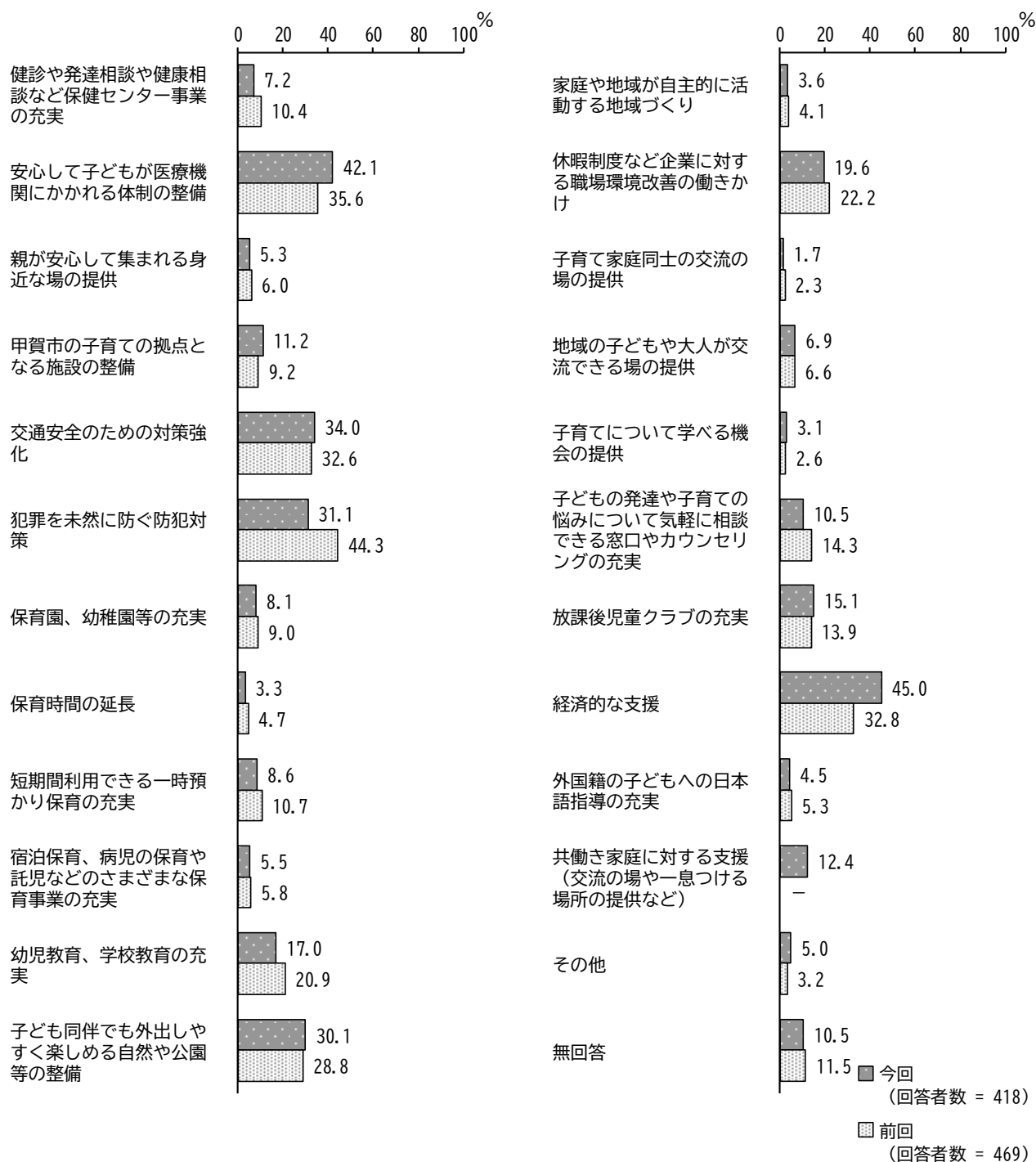


※前回調査では、「共働き家庭に対する支援（交流の場や一息つける場所の提供など）」の選択肢はありませんでした。

就学児童保護者では、「経済的な支援」の割合が 45.0%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」の割合が 42.1%、「交通安全のための対策強化」の割合が 34.0%となっています。

前回と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」「経済的な支援」の割合が増加しています。一方、「犯罪を未然に防ぐ防犯対策」の割合が減少しています。

【就学児童保護者】

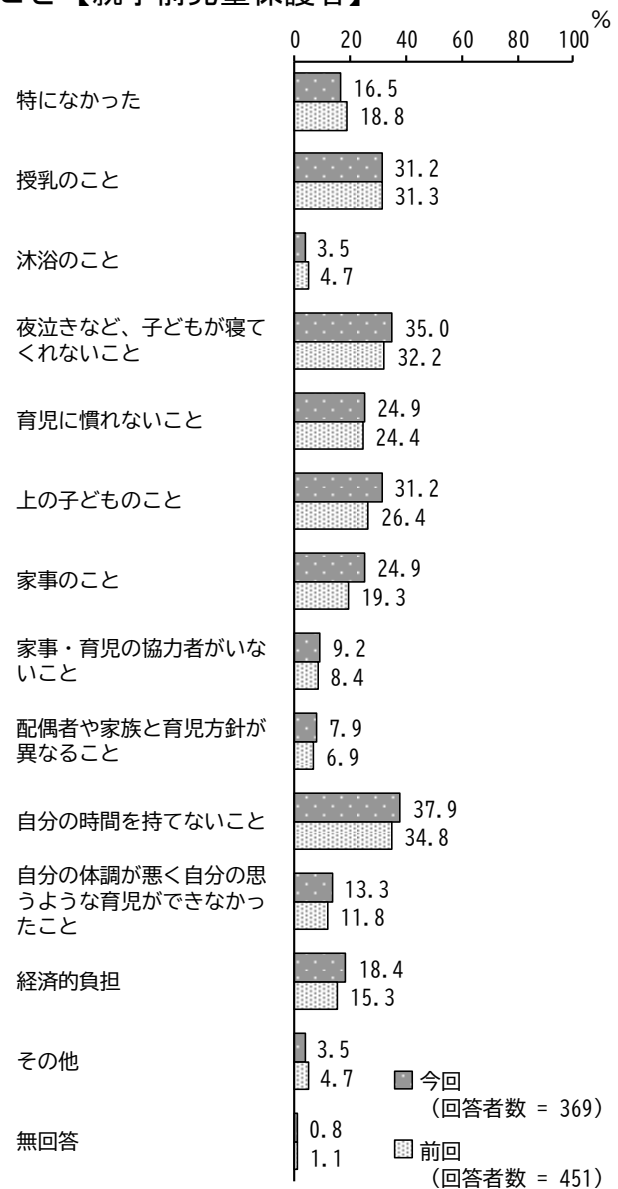


※前回調査では、「共働き家庭に対する支援（交流の場や一息つける場所の提供など）」の選択肢はありませんでした。

⑳ 出産後の育児に関して困ることや辛いこと【就学前児童保護者】

「自分の時間を持てないこと」の割合が37.9%と最も高く、次いで「夜泣きなど、子どもが寝てくれないこと」の割合が35.0%、「授乳のこと」、「上の子どものこと」の割合が31.2%となっています。

前回と比較すると、「家事のこと」の割合が増加しています。



⑳ お子さんが高熱を出すなど急病の場合、すぐに診てもらえる医療機関が見つからず困ったことがあるか

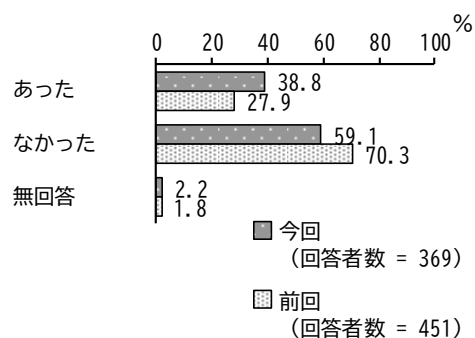
就学前児童保護者では、「あった」の割合が 38.8%、「なかった」の割合が 59.1%となっています。

前回と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。

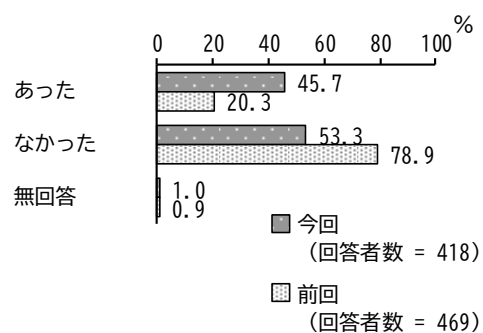
就学児童保護者では、「あった」の割合が 45.7%、「なかった」の割合が 53.3%となっています。

前回と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。

【就学前児童保護者】



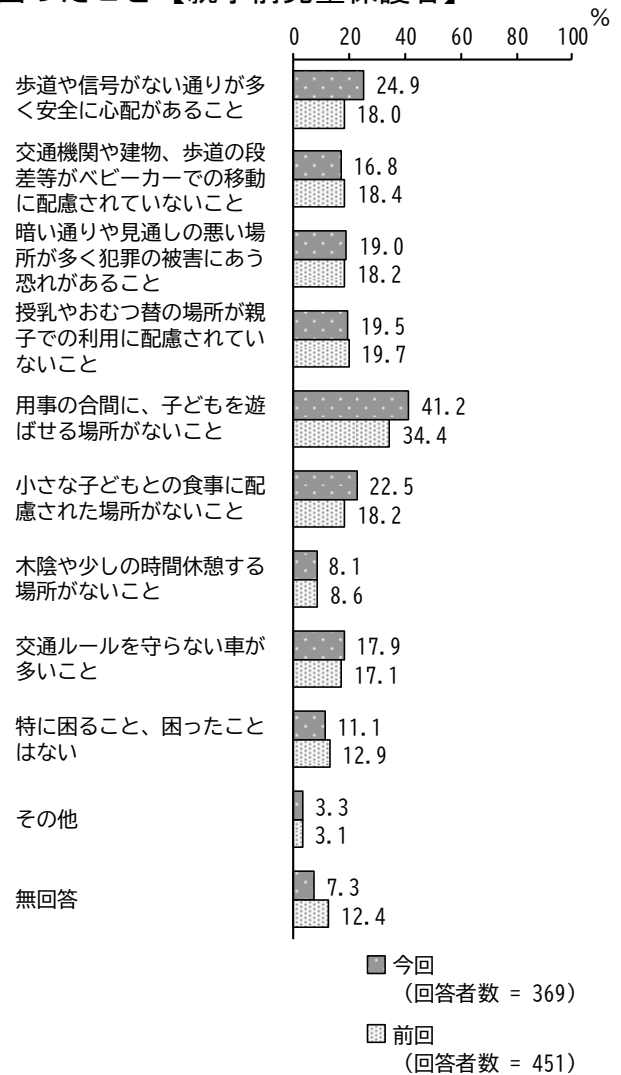
【就学児童保護者】



②② 市内で子どもと外出の際に困ること、困ったこと【就学前児童保護者】

「用事の合間に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が41.2%と最も高く、次いで「歩道や信号がない通りが多く安全に心配があること」の割合が24.9%、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が22.5%となっています。

前回と比較すると、「歩道や信号がない通りが多く安全に心配があること」「用事の合間に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が増加しています。



※前回調査では、「用事の合間に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の選択肢は「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」となっていました。

第3期 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画
令和7年(2025年)3月

発行：甲賀市

編集：甲賀市 こども政策部子育て政策課

住所：〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL：0748-65-0650（代表） ／ FAX：0748-63-4086
